

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (12月13日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
承認第7号の上程、説明	7
承認第8号の上程、説明	7
承認第9号の上程、説明	7
議案第49号の上程、説明	8
議案第50号の上程、説明	8
議案第51号の上程、説明	10
議案第52号の上程、説明	10
議案第53号の上程、説明	11
議案第54号の上程、説明	11
報告第11号の上程、報告	12
報告第12号の上程、報告	13
意見案第5号の上程、説明	13
議員派遣の件	15
休会について	15
散会の宣告	16

第 2 号 (12月17日)

開議、散会の日時	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	17

事務局出席者	17
議事日程	18
開議の宣告	19
一般質問	19
宮城 貢 議員	19
大山 美佐子 議員	25
吉浜 覚 議員	28
宮城 美和子 議員	36
大城 邦彦 議員	42
宮城 良治 議員	49
前田 孝 議員	57
大城 佐一 議員	62
散会の宣告	69

第 3 号 (12月18日)

開議、散会の日時	71
出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	71
事務局出席者	71
議事日程	72
開議の宣告	73
意見案第5号の訂正について	73
承認第7号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	73
承認第8号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	74
承認第9号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	76
議案第49号の質疑、委員会付託	76
議案第50号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	78
議案第51号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	78
議案第52号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	79
議案第53号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	79
議案第54号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	79
意見案第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	80
諸般の報告	86
散会の宣告	86

第 4 号 (12月20日)

開議、閉会の日時	87
----------	----

出席議員	87
欠席議員	87
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	87
事務局出席者	87
議事日程	88
開議の宣告	89
議案第49号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	89
議案第50号～議案第54号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	90
陳情第28号～陳情第30号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	93
意見案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	95
意見案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	97
意見案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	99
意見案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	100
委員会閉会中の継続審査について	102
委員会閉会中の継続審査について	103
閉会の宣告	104
署名議員	104

令和6年第8回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和6年12月13日
会期 8日間
閉会 令和6年12月20日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
12月13日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情4件・議長諸般の報告・村長行政報告・報告2件・議案提案説明 意見案第5号提案説明・現地調査
12月14日	土	休 会		
12月15日	日	休 会		
12月16日	月	休 会		
12月17日	火	本会議	午前10時	一般質問
12月18日	水	本会議	午前10時	承認第7号～承認第9号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第49号質疑、総務常任委員会付託 議案第50号～第54号質疑、予算審査特別委員会付託 意見案第5号質疑、委員会付託省略(即決)
12月19日	木	委員会	午前10時	議案第49号総務常任委員会(説明～採決) 陳情第28号～第30号総務常任委員会(検討～採決)
		委員会	午前11時	議案第50号～第54号予算審査特別委員会 (説明～採決)
12月20日	金	本会議	午前10時	議案第49号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、 表決 議案第50号～第54号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情) 質疑、討論、表決 意見書の処理(閉会)

会期日数 8日間 本会議日数 4日間 委員会日数 1日間 休会日数 3日間

※12月19日の委員会は、進行状況により開議時間が前後します。

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
28	令和6年9月19日	若い人も高齢者も安心できる「最低補償年金制度」を求める陳情	全日本年金者組合沖縄 県本部 執行委員長 前宮徳男	総務常任委員会
29	令和6年9月19日	物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情	全日本年金者組合沖縄 県本部 執行委員長 前宮徳男	総務常任委員会
30	令和6年9月19日	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情	全日本年金者組合沖縄 県本部 執行委員長 前宮徳男	総務常任委員会
31	令和6年11月1日	臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情	一般社団法人 中国における臓器移植を考える会 代表 丸山治章	議員配布

令和6年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和6年12月13日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和6年12月13日 午前10時00分)

散 会 (令和6年12月13日 午前10時43分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	宮 城 政 信
副 村 長	宮 城 豊	教 育 課 長	新 城 寛
総 務 課 長	真喜志 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
財 務 課 長	前 田 佳 政	監 査 事 務 局 長	知 念 和 史
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	真喜志 亮
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	佐久川 紀 亮		
企 画 観 光 課 参 事	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	島 袋 未 来		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	承認 第7号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明
6	承認 第8号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明
7	承認 第9号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明
8	議案 第49号	大宜味村災害対策基金条例	提案説明
9	議案 第50号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）	提案説明
10	議案 第51号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	提案説明
11	議案 第52号	令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	提案説明
12	議案 第53号	令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第3号）	提案説明
13	議案 第54号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第4号）	提案説明
14	報告 第11号	大宜味村自転車活用推進計画の策定について	報告
15	報告 第12号	専決処分の報告について	報告
16	意見 第5号	災害救助法に基づく法定受託事務において国民が等しく救済が受けられる適用制度改善を求める意見書	提案説明
17		議員派遣の件	

◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。

令和6年11月8日金曜日から沖縄本島北部地域を中心に降り続いた大雨により、本村においても甚大な被害を発生しております。ここに被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興に向けて本村議会も一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

それではただいまから令和6年第8回大宜味村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 宮城美和子議員及び6番 前田 孝議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月20日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり総務常任委員会に付託しましたから報告をします。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育長から教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出があります。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますのでお目通しください。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

- 議長（大城佐一） 日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) おはようございます。行政報告の前に一言御挨拶申し上げます。

去る11月9日未明から10日にかけて、記録的な豪雨により被災されました村民及び県民に対し、心からお見舞い申し上げます。一刻も早く日常の暮らしが取り戻せるよう、国、県などとも連携を図りながら鋭意取り組んでいるところでございます。

村のインフラもかつてない大きな被害を被りました。浄水場が被災し、村全域に送水不可能となり広域的な断水で村民に長時間にわたり、不便な生活を余儀なくされましたことに対しおわび申し上げます。

被害は家屋、道路、河川、農畜産関係、車両など広範に及んでいます。村といたしましても、今後具体的に被災者の支援、インフラの早期復旧に取り組んでまいります。

復旧、復興支援のため県内各地の事業所、団体、個人などから多額の義援金もいただき感謝に堪えません。皆様方の意に沿うように使わせていただきます。

想定できなかった今回の災害を教訓に、防災・減災に強い村づくりに一層努めてまいります。

それでは一般行政報告といたしまして、本年9月から11月までをかいつまんで報告申し上げます。

9月6日に破壊が進行している結の浜北側の海岸護岸の修復要請を沖縄県北部土木事務所で行い、県側の回答といたしましては、6年度で設計に着手し、年次的に修復を図っていくとのことでした。

9月16日には、新100歳を迎えられた4名の方々を慶祝訪問させていただき、健康長寿を御家族の皆様とともに祝いました。

9月22日には、シークワサーの日になみ、県シークワサー消費推進協議会主催によるセレモニーが浦添市内の商業施設において開催され、名産地としてPRに努めてまいりました。

次、ページめくりまして、10月2日から4日にかけて県町村会による視察研修が神奈川県及び千葉県において行われ、見聞を広めてまいりました。

10月19日から21日にかけて、宮城県石巻市大漁まつりに参加し、シークワサー関連商品の販売、PRなどに努めました。また、世界の牡蠣王として知られる本村出身の故宮城新昌氏の顕彰碑を訪問し、氏の功績と石巻市との絆を確認してまいりました。

10月28日から30日にかけて、北部市町村会の県外視察研修が茨城県境町で行われ、ふるさと納税や定住促進対策など、先進的な取組を研修してまいりました。

次、ページめくりまして、11月9日未明に災害対策本部を立ち上げ、記録的豪雨災害に対応してまいりました。

11月14日には、交流が続いています西会津町の町制施行70周年記念式典及び関連セレモニーに参加し、70周年を祝うとともに、今後の町政発展を祈念してまいりました。

翌15日には、ルートイン東京本部において、結の浜地区へのホテル出店について調整してまいりました。

11月18日には、伊東良孝沖縄担当大臣、菅義偉元総理大臣、岡田直樹元沖縄担当大臣にお会いして、沖縄北部振興事業の継続と予算の増額要求及び北部地域での豪雨災害への支援を要請してまいりました。

20日には、今井絵理子内閣大臣政務官・県復興大臣政務官の津波浄水場視察があり、被災状況の説明と復旧支援を要請してまいりました。

なお、令和6年度入札結果報告書を添付しておりますので、お目通しください。

- 議長（大城佐一） これで行政報告を終わります。
-

◎承認第7号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第5 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年12月13日提出

大宜味村長 友寄景善

内容としましては、村営渡海団地の改修工事に伴い、当初予定していなかった箇所を早急に行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）を令和6年11月12日に専決処分したので、本議会で報告し、承認を求めるものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎承認第8号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年12月13日提出

大宜味村長 友寄景善

内容としましては、令和6年11月沖縄本島北部豪雨災害への対応として緊急に補正予算の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）を令和6年11月20日に専決処分したので、本議会で報告し、承認を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎承認第9号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第7 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、

同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年12月13日提出

大宜味村長 友寄景善

内容としましては、令和6年11月沖縄本島北部豪雨災害への対応として緊急に補正予算の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第3号）を令和6年11月20日に専決処分したので、本議会で報告し、承認を求めるものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第49号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第8 議案第49号 大宜味村災害対策基金条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第49号 大宜味村災害対策基金条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月13日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

災害の予防、災害に際して村が行う救助及び復旧並びに支援等に要する経費に充てることを目的に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、大宜味村災害対策基金の設置、管理及び処分等に関する事項について定める必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

（真喜志 亮総務課長 登壇）

○ 総務課長（真喜志 亮） それでは議案第49号について補足説明させていただきます。

11月北部豪雨に対する義援金として、本村へも各方面より多くの寄附を頂いているところであることから、適切な管理運営を行うため基金条例を設置し、第1条に規定する災害の予防、災害に際して村が応急的に行う救助及び復旧並びに支援等に要する経費に充てる場合にのみ、全部又は一部を処分することができることとしております。

附則として、この条例は公布の日から施行としております。

なお、今回の補正予算にて、基金への積み立てとして予算の計上をさせていただいております。

詳細については、委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第50号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第9 議案第50号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 議案第50号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第8号)

令和6年度大宜味村の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,975万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,708万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年12月13日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、副村長から説明させていただきます。

○ 議長(大城佐一) 副村長。

(宮城 豊副村長 登壇)

○ 副村長(宮城 豊) それでは議案第50号、補正予算の概要を説明いたします。

今回の予算の補正は、3,975万6,000円の減額補正となっております。

歳入の概要を説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

15款県支出金4,599万9,000円の主な減額は、農林水産事業費補助金によるものです。

17款寄附金5,122万6,000円の主な増額は、今回の豪雨災害による一般寄附と村づくり応援寄附金によるものです。

18款繰入金1,923万4,000円の主な増額は、財産形成基金と結い基金の取崩しによるものです。

21款村債6,740万円の主な減額は、緊急自然災害防止対策事業の見直しや緊急浚渫推進事業の事業費の減額によるものです。

続きまして歳出の概要を御説明いたします。予算書2ページをお開きください。

2款総務費1,572万6,000円の減額については、主にコミュニティ助成事業補助金と移住定住推進事業によるものです。

6款農林水産業費7,639万円の減額については、主に畑作等促進整備事業と緊急自然災害防止対策事業によるものです。

7款商工費2,457万8,000円の増額については、主にふるさと納税事業によるものです。

予算書の3ページをお開きください。

13款諸支出金1,223万4,000円の増額については、基金の定期組み直しに伴う利息の増によるものです。

以上が歳出の主な概要となっております。

4ページには第2表債務負担行為補正、5ページには第3表地方債補正を記載しております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で各担当課長より御説明させていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第51号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第10 議案第51号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 議案第51号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）令和6年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,023万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月13日提出

大宜味村長 友寄景善

主な内容を歳入から説明いたします。予算書1ページをお開きください。

8款繰入金150万円の増額につきましては、基盤安定負担金の確定に伴う増額、10款諸収入、3項雑入の52万8,000円の増額につきましては、令和5年度の特健康診査等負担金の確定に伴う精算金の増額となっております。

続きまして、予算書2ページをお願いします。

歳出ですが、2款保険給付費4,524万9,000円の増額につきましては、療養給付費等の見込み増額に伴う増額、9款諸支出金1,791万6,000円の増額につきましては、令和5年度普通交付金の精算に伴う返還金の増額、10款予備費につきましては、6,063万8,000円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思います。御審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第52号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第11 議案第52号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 議案第52号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）令和6年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,074万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月13日提出

大宜味村長 友寄景善

主な内容を歳入から説明いたします。予算書1ページをお開きください。

4款繰入金224万9,000円の増額ですが、保険基盤安定負担金の確定に伴う増額となっております。続きまして、予算書2ページをお願いします。

歳出ですが、2款後期高齢者医療広域連合納付金224万9,000円の増額となっており、保険基盤安定負担金の増額に伴う増額補正となっております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思います。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第53号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第12 議案第53号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第53号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第3号）（総則）

第1条 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（収益的支出の補正）

第2条 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款工業用水事業費用、支出、562万7,000円、22万円、計584万7,000円。第1項営業費用、512万3,000円、22万円、計534万3,000円。

令和6年12月13日提出

大宜味村長 友寄景善

内容としましては、収益的支出において、光熱水費の不足分22万円を増額補正するものであります。

詳細については、委員会で担当課長から説明させます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第54号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第13 議案第54号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第54号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第4号）

(総則)

第1条 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款簡易水道事業費用、2億3,022万4,000円、66万6,000円、2億3,089万円。第1項営業費用、2億2,226万9,000円、66万6,000円、2億2,293万5,000円。

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、1億9,100万円、マイナス3,000万円、1億6,100万円、第1項企業債、8,500万円、マイナス3,000万円、5,500万円。

次、支出。第1款資本的支出、2億1,988万8,000円、マイナス3,000万円、1億8,988万8,000円、第1項建設改良費、1億9,116万6,000円、マイナス3,000万円、1億6,116万6,000円。

(企業債)

第4条 予算第5条の表中、限度額を次のとおり補正する。

起債の目的、簡易水道事業、限度額、補正前、8,900万円、補正後、5,900万円。

令和6年12月13日提出

大宜味村長 友寄景善

収益的支出の66万6,000円の増額については、電気料金の不足分及び切手代値上げとなっております。資本的収入及び支出の3,000万円の減額については、主に塩屋大橋橋梁添架配水管修繕工事の計画変更のためとなっております。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第11号の上程、報告

○ 議長(大城佐一) 日程第14 報告第11号 大宜味村自転車活用推進計画の策定についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 報告第11号 大宜味村自転車活用推進計画の策定について

大宜味村自転車活用推進計画を別紙のとおり策定したので、大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例(平成26年条例第24号)第4条の規定により報告する。

令和6年12月13日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○ 議長(大城佐一) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

(佐久川紀亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇)

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） 補足説明をさせていただきます。

本計画については、国の「第2次自転車活用推進計画」及び県の「沖縄県自転車活用推進計画」を勘案し、自転車を活用した地域振興や自転車の安全利用に係る意識啓発や環境整備の促進が図れるよう、村の実情に応じた取組を実施することを目的として策定しております。

なお、計画策定に当たっては、村民、学生、関係団体などへのアンケート調査を行い、外部委員を交えた検討委員会において内容検討を行い、12月4日の庁議を経て計画を策定しております。

それでは計画の概要について説明いたします。

本計画では、「大宜味村の楽しさを満喫する快適・交流・安全によるサイクル・ライフの実現」を目指す姿とし掲げ、その達成のため4つの目標を設定しております。また、その4つの目標を実現するため、それぞれ2つずつ、8つの施策を定めております。

例として、目標1については、北部圏域と一体的な快適で安全な自転車通行空間の整備促進としており、広域ネットワークによる自転車通行空間の整備など2つの施策を設けております。

また、目標1の施策の取組としては、主要道路における歩行者、自転車、自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備促進など2つの取組を位置づけており、計画全体としては、18の具体的な取組を位置づけているところでございます。

最後に、計画の推進にありますように、目標達成のため、推進委員会を構成する行政、警察、関係団体等と連携し、計画の推進取り組んでまいりたいと考えております。

また、別冊で推進計画を添付しておりますので、後ほどご確認ください。

説明は以上となります。

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎報告第12号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第15 報告第12号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 報告第12号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項である和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月13日提出

大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎意見案第5号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第16 意見案第5号 災害救助法に基づく法定受託事務において国民が等しく救済が受けられる適用制度改善を求める意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番(吉浜 覚) 意見案第5号 災害救助法に基づく法定受託事務において国民が等しく救済が受られる適用制度改善を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年12月13日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

提出者 大宜味村議会議員 吉浜 覚

賛成者 大宜味村議会議員 大山美佐子 大宜味村議会議員 新崎悟一

提案理由 沖縄県本島北部市村及び鹿児島県与論町の地域を襲った線状降水帯の大雨被害を受け、鹿児島県が早々と与論町に災害救助法を適用した一方、沖縄県は本島北部市村に適用ができていない。都道府県の対応の差で同様な災害が発生しているのに関わらず国民に救済の差があってはならない。災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う法定受託事務である。災害が発生し、又は発生しようとする恐れがある場合において国が地方公共団体と協力し、必要な救助を行う等としている法の目的に鑑み、国民が等しく救助を受けられる適用制度へ見直す必要があるので速やかに求めるために本案を提出する。

災害救助法に基づく法定受託事務において国民が等しく救済が受られる適用制度改善を求める意見書

去る11月8日から10日にかけて沖縄県本島北部(大宜味村・国頭村・東村・名護市)及び鹿児島県奄美郡与論町の地域を襲った線状降水帯は、観測史上最大の記録的豪雨が発生し、甚大な被害をもたらした。

大宜味村では、村簡易水道の津波浄水場ろ過池に濁流が浸水し水が供給できなくなり断水した。村は、国、県等の支援を受けて村内に給水車を配置し、給水活動を実施した。また、土砂崩れ、道路決壊・陥没、河川護岸決壊、河川等氾濫による家屋浸水、道路冠水が発生し車両水没する等の被害が続出し、村民の命に危険な恐れを感じさせるような災害は、住民生活に多大な影響を与えた。さらに、農作物の水腐れや土砂流入による被害、養鶏場の浸水による鶏の溺死、洪水による工事現場事務所の損壊等で多大な経済的損失も発生した。

沖縄県本島北部市村及び鹿児島県与論町の地域を襲った線状降水帯の大雨被害を受け、鹿児島県が早々と与論町に災害救助法を適用した。一方、沖縄県は本島北部市村に適用ができていない。沖縄県の手続きの遅れにより、県境を挟んだ隣島同士で明暗が分かれた。申請が遅れたら甚大な被害地では災害救助法の救済費用が活用できない災害救助法に問題がある。災害救助法が適用ないことで、被害者の保護や社会の秩序の維持が困難であり適用制度に不本意である。

よって、都道府県の対応の差で同様な災害(災害救助法施行令第1条第1項第4号:多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合)が発生しているのに関わらず国民に救済の差があってはならない。災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う法定受託事務である。災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において国が地方公共団体等と協力し、必要な救助を行う等としている法の目的に鑑み、国民が等しく救助が受られる適用制度へ見直す必要があるので速やかに実現するよう、下記事項を強く要請する。

記

1、法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも迅速な法適用が

必要であり、災害時に迅速な法的判断が可能な4号基準による適用を積極的に進めること。

2、法適用判断に当たっては、客観的な基準がないことから、判断の基となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通してできる組織（環境）づくりをすること。

3、各市町村における被害状況や避難状況等について、速やかに都道府県等に情報提供するとともに、国も知り得た市町村の状況や他県の状況等について都道府県等に情報提供をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、内閣総理大臣、衆議院議員議長、参議院議員議長、沖縄県知事、沖縄県議会議長、大宜味村長
以上です。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議員派遣の件

○ 議長（大城佐一） 日程第17 議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いま
す。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

令和6年12月13日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、下記のとおり議員を派遣す
るものとする。

記

開催時期	研修名	派遣人員
令和6年12月13日	現地調査	全議員

派遣目的：災害箇所の現地視察を行い今後の復旧に資するため。

◎休会について

○ 議長（大城佐一） お諮りします。議案等調査のため12月14日、15日及び16日の3日間は休会とし
たいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって12月14日、15日及び16日の3日間は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

- 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午前10時43分)

令和6年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和6年12月17日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和6年12月17日 午前10時00分)

散 会 (令和6年12月17日 午後4時36分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	宮 城 政 信
副 村 長	宮 城 豊	教 育 課 長	新 城 寛
総 務 課 長	真喜志 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
財 務 課 長	前 田 佳 政	監 査 事 務 局 長	知 念 和 史
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	真喜志 亮
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	佐久川 紀 亮		
企 画 観 光 課 参 事	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	島 袋 未 来		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	知 念 和 史	主 任	宮 城 宏 幸
---------	---------	-----	---------

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

- 議長（大城佐一） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許可します。
-

◇ 宮 城 貢 議員

- 議長（大城佐一） 初めに1番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。1番 宮城 貢議員。
○ 1番（宮城 貢） おはようございます。通告順ということで私のほうで質問をさせていただきます。

質問事項、令和6年大宜味村行政全般について村長に伺います。3点伺います。

①バナメイエビ養殖の裁判について伺います。

令和2年10月に塩屋小学校跡地活用事業としてのバナメイエビ養殖事業で大騒動となった。令和4年第3回（5月）臨時会議案21号令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）は、裁判を進めていく費用（弁護士委託料）でした。私は賛成討論の中で、『今回の裁判の争点が大宜味村行政手続き条例違反であれば、もし事業継続を望むなら抗告訴訟（取消訴訟、無効確認の訴訟）』と主張した。請願第1号『塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書』は賛成多数で採択された。特別委員会（俗に言う百条委員会）が発足し、令和4年8月24日付で『塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会調査報告』が提出された。報告書の内容は、行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されていることを全会一致で確認した。調査の趣旨は真相究明され、何一つ疑惑もなく全会一致で承認されました。百条委員会の設置は、選挙前に新聞の記事にして村長に疑惑があるのだと村議会を選挙の愚に利用したことです。このことは、現在、社会的に注目されている兵庫県知事選挙に似ていませんか。令和5年第2回（3月）定例会一般質問で『裁判の進行が遅い感じがする。原告が時間稼ぎをしているなら塩屋小学校跡地の現状は最悪です。村側から相手を訴えることができるか』に対し、村長は『現在、係争中の裁判の状況を見ながら検討する』と答えている。私たち村民の財産が侵されています。早く取り戻してください。何か策はありますか。伺います。

②に行く前に、今回の質問をやる中で、津波浄水場の件で夜通し、朝方まで役場職員総出でもって大宜味村の水を早く村民に提供するというので、もう夜通し作業されたということを聞いています。視察の中でもそれを聞いています。対応された職員の皆さん、大変御苦労さまでした。では続けます。

②11月9日（土）～10日（日）本島北部3村（大宜味村・国頭村・東村）で『線状降水帯』が発生し、『記録的短時間大雨情報』が発令された。豪雨災害の被害状況について伺います。本村の初期対応はいかがでしたか。所管課別の被害状況、及び被害額、及びどのように復旧していきますか。

③大宜味村海浜条例制定について伺います。

令和6年9月定例会一般質問答弁書の中で『海浜公園のエリア内、今場所だけについて制限を行えばよいとの認識で今考えている。海浜公園の設置及び管理に関する条例は来年度中に制定したい。』と答弁しています。私の提案として、エリア外についても検討していただきたいと思いますが、いかがですか。今後、問題になりそうな水上オートバイについても条例制定に向け、検討をお願いします。

質問事項の2項目め、教育行政全般について。教育長に伺いたいと思います。

①平成30年6月1日告示された『大宜味村民憲章』の中に、村是として『人材をもって資源と為す』があります。最近、あまり聞かなくなった気がします。11月29日の『令和6年度子ども議会』がありました。議員代表が『私たちもあと3・4年すれば投票権があり政治に参加できる』との趣旨の言葉がありました。何か、関連する記事がないか調べました。広島県安芸高田市はご存じでしょうか。有名な石丸伸二氏が市長だった市です。私は教育長の永井初男氏に興味があり調べました。安芸高田市では、2023年12月1日～2024年1月31日までの期間として『安芸高田市のキャッチフレーズ』を募集しました。1758点の応募があり、三役等の1次審査で100点、全職員の2次審査で8点、2次審査を通過した8点を市立中学、市内の県立高校の生徒会から各1名で最終選考し最終作品を決定しました。『百万一心』です。百を一日一力、万を一日力ということに読み替えもできます。『一日一力一心』とも読めます。安芸高田市の吉田郡山城を築城した毛利元就の教訓です。若い人が主役の未来に向けた事です。子どもたちが主役でいいが、周りで支える大人たちにも目を向ける必要があります。働き方改革等にどう対応していますか。伺います。

②学習面で投資・金融関係やリベート学習に対してどう取り組んでいますか。

③シークワサー酔の売上高に対する利益配分で、学校側（生徒側）の取り分を伺います。教育予算にどう反映させていますか。

以上、質問いたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） ①のバナメイエビ養殖の裁判についてお答えします。

本質問に関しましては、ただいま係争中である内容と関連すると考えられますので、答弁は差し控えていただきたいと思います。

②の豪雨の被害状況についてですが、11月8日午後11時43分に気象庁より洪水警報が発令され、災害警戒本部の設置を行っております。その後、午前0時11分に大雨・洪水警報の発令に伴い、村のライン等で午前0時24分に高齢者等避難を発令し、役場に避難所を開設しました。午前1時19分には土砂災害警報レベル4が発令されたので、村内全域に避難指示を発令。午前1時50分には洪水警報レベル5が発令されたことにより、平南川周辺区域の方々に対して緊急安全確保を発令し、直ちに避難するよう呼びかけを行ったところです。所管課別の状況としては、村道においては、7路線9カ所、農林関係においては、農道等その他施設も含め27カ所で被害がありました。被害額としては、概算で約12億程の被害となっています。軽微な災害箇所については、既に土砂の撤去や修繕等の対応を行っており、災害箇所が大きな村道や農道等については、補助事業等を活用し復旧を行っていくことで進めているところです。

③の村海浜条例制定については、現時点では、海浜公園のエリア外を規制する条例の制定は考えていませんが、水上オートバイ等に関する条例に関しては、制定に向け検討していきたいと考えています。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（宮城政信教育長 登壇）

○ 教育長（宮城政信） それでは①働き方改革等にどのように対応しているかについてお答えします。

大宜味村の村是「人材を以て資源と為す」は、学校教育においては、村学力向上推進計画の基本理念に長年取り入れています。また、次年度からの大宜味村教育大綱では、「人材を以て資源と為す」～未来を担う人材を育む～ということキャッチフレーズとして表紙に大きく掲げています。しかし、議員がおっしゃる通り、言葉だけが先行して、具現化の方策が不十分だと常日頃感じていましたので、その具現化のため、プロジェクトチームを立ち上げ、地域学習材や地域人材を活用する「大宜味村民科」という小1から中3までを見通したカリキュラムを作成しました。学校教育を通して、子どもも大人も共に学び、共に育つという人材育成もねらったものです。また、「大宜味村民科」を効果的に実施していくために、学校・地域が一体となったコミュニティスクールを導入していく予定です。コミュニティスクールは教職員の働き方改革にもつながる制度です。働き方改革については、県教育庁が示した「沖縄県公立学校における働き方改革推進に係る方針」を基に学校と共に進めているところです。

②学習面で投資・金融関係やリベート学習に対してどう取り組んでいるかについて、お答えします。

投資・金融関係やリベート学習についてですが、2022年4月から高等学校の家庭科でその学習が始まっています。中学校段階では、その前段の知識や態度として技術家庭科において、計画的な金銭管理や消費生活について学んでいます。

③シークワサー酢の利益配分で、学校側の取り分と教育予算にどう反映されていますかについてお答えします。シークワサー酢の事業としては平成29年度から行っており、これまで累計約16万6千本を売り上げております。売上高に対する利益配分については、1本当たり15円となっております。また、教育予算反映については、大宜味中学校において、生徒全体を対象とした物品購入等に充てしております。また、利益分の使用等については、子ども達の意見を尊重し使用しており、今後もこのような運営を行って行きたいと考えております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では、村行政の①のほうで、村長のほうで今係争中だからということ、裁判の内容というか、ずっともう2年ぐらいですかね、裁判が長引いているんですよ。その後、一番今塩屋小学校の裁判の結果としても、それ以降のまた工作物というか構造物がずっと残ったままで、もしそれを相手のほうが片付けないとかそういうことになったら、本当に大変なことになります。そのためにも相手に訴えるということ、前検討中だとありましたけど、このことについてはどう考えますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

この件に関しては、以前から答弁しておりますが、係争中でありまして、裁判に影響を及ぼすおそれがありますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。御理解のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 答えられる範囲内でよろしいんですが、裁判は1年間を通して、約2年ぐらいやっています。どういう形の経緯でスケジュール的には進んでいるんですか。その状態が議会のほうにもそういう報告もないし、やっぱり村民の皆さんも大変このことにおいて知りたいというのがあるものですから、どのような、毎月裁判は開かれているのか。どういう内容の、それをちょっとお答えいただ

きたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課参事。

○ 企画観光課参事（福地 亮） お答えします。

経緯としては、今19回の準備記述や証人尋問という形で行われました。証人尋問に関しては我々のほうの被告側のほうはなくて、原告側が証人尋問を受けたという形になっています。今もう19回を終わらして、実は1月28日に判決期日というものを迎えることになり、それが判決という形になります。以上です。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） お答えできるかどうか、相手のほうが訴えた行政手続、それだけで相手のほうはずっと裁判はやっているわけですか。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） その件に関しても今係争中で、その辺も差し控えさせていただきたいと思います。先ほど参事のほうからありましたように、1月28日に判決がようやく下ります。その判決が出た段階で、先ほど村長が答弁して今はお答えできないという、塩屋小学校の跡地の片付け等に関しても早急に復元できるような形で取り組んでいきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） ちょっと心配なのは、裁判というのは一次、高裁、最高裁という、それは時間を、だからこれだけ裁判が長引いているのは相手が時間稼ぎをするような裁判のやり方でないかと思っ、それを確かに1月28日にそれが出たとしても、相手が控訴すればまた高裁、最高裁まで行くという時間の流れがありますが、その点についてはいかが考えているんですか。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） お答えします。

こればかりは予測で答弁できませんので、まずは1月28日の判決を聞いて、向こうの出方ですが、高裁、最高裁まで行くか分かりませんが、そこで断念するかもしれませんし、その判決どおり受けるかもしれません。ただ、時間的スケジュールで時間がかかり過ぎていると今議員おっしゃっているんですが、その部分に関しては私どもも長いかなと思っているんですが、やはりその裁判の準備等々がありまして、裁判長をはじめ裁判官が決めていくことでもありますので、その辺にスケジュール感に関しては、個人的には非常に長いと思うんですけれども、ようやく1月28日をもって判決が出るということで、こちらのほうを注視して見て、今後の対応策を考えていきたいと考えております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では、②のほうに行きます。

先ほど行政上の件で、職員総出でそれに対応したというのも聞いていますが、それ以外にも建設課、産業振興課、何かそれはそれで災害に対する初期の対応は動かれていたということで聞いております。本当に大変御苦労さまでした。これからの災害復旧に対しての、それをやるためには補助金とかそれが、このことは県、国というか、どのような補助金の流れになるんですか。それをもしお答えできるんでしたらお願いします。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） 農林災害を説明します。

去る9、10日の大雨で、農道2件と田嘉里のかんがい施設1件と農地災害2件を補助事業でやる予定です。災害要件は、農地災害は被害額が40万円以上、気象条件としましては1時間雨量20ミリ、または1日80ミリ以上の雨が降れば採択できます。強風・暴風も15メートル以上吹けばありますけれども、過去に強風・暴風の要因で採択されているのではないと思います。雨が要因ですね。補助事業を活用して今準備しているところでありすけれども、もうすぐうちの場合は来週の24、25、26、災害査定が始まります。国の総合事務局のほうから査定官が見えて、村の復旧の災害を査定して金額が決まって、年明けて補助金交付決定されて災害の工事が着工すると思いますけれども、恐らく時間的に現段階では終わらないで繰越しになると思います。そういう準備で来週から災害査定、24、25、26に災害査定が入りますので、準備を進めて設計書チェックしている段階です。以上です。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 建設環境課のほうでは11月20日に専決した補正予算のほうで修繕費や、災害復旧に関係する設計、委託業務のほうを行っております。実際、災害復旧事業に関しましては、1月14日から17日で査定を受けることになっております。その後、工事のほうを発注する予定となっております。以上で終わります。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 産業振興課、建設環境課等もありました。住居関係の被害というのはどのような形でありましたか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

住居については5件の床上浸水があります。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） ちょっとこれお答えできるのか、何か支援金と義援金があるんですよ。支援金、義援金の中で支援金は支援団体に届くお金、活動を行うための資金、義援金は被災者に直接届くお金、自由に使えるお金とあります。これは村のほうに来られる支援金、義援金、この内訳というのは、それも分けられて進めておられるんですか。あと被害者に直接お金の義援金に対して、どのような考え方をもちですか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

各方面から義援金、あるいは見舞金、支援金という形で、いろいろな形での寄附をいただいております。ただ、私ども予算の中ではプールに受けてはいるんですけども、私ども内部のほうで義援金がある程度これぐらいだとか、その辺のすみ分けはしているところです。議員おっしゃるとおり義援金については被災者に対して配分をしていかなければいけませんので、今後配分検討委員会、要綱などの設置を行って、その委員会の中でどう配分していくか。またどの程度の範囲で対象にしていくのか。その辺も含めこの検討委員会の中で議論して配分を行っていきたいというふうに考えております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では、③のほうになります。

エリア外を規制する条例の制定は考えていないというか、万が一、今後事故とかそういうのが起こる可能性、あと塩屋湾の中、このエリアの中には塩屋湾は入っておりますか、おりませんか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

今エリア外について、塩屋湾が入ってくるかどうかということですが、海岸ということ言えば港湾区域になるので、塩屋湾のほうは入らないのかなというふうに考えております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 村長、水上オートバイ等の条例に関しては検討していきたいというか、このことにおいては地元の海人会のほうからの要請もあったと思います。この件については、村長以外副村長、つまり庁議とか、それにはほかの課長たちもそれは御存知なんですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

庁議という形で周知はしておりませんが、課長会の中で各課長の皆さんにはこういう要請があるということを確認しているところでございます。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では、教育長にお聞きしたいと思います。

前回のこちら議会のほうでの、今回教育長2期目ということで再任されています。教育長のほうにもたくさん思いというのを、話してもらいたいなというのがあったものですから、今回この機会において教育長の思いというのもこの議会の中で話していただきたいなと思って今回項目の中に入っております。ちょうどキャッチフレーズとか、ちょっと前後するかもしれませんが、これから来年度予算に関しても予算づけ、ちょっと遅いかもしれないけど、何か特色のある予算ですよ、予算の中に教育方針の中にとかそれに裏づけされるような予算を考えているのか伺います。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

○ 教育長（宮城政信） 先ほど答弁したように、コミュニティースクールというのがあって、そのあれは本当に人材育成を目的とした、子供も大人も共に育つということで、それについていろいろ研究したり視察したりする予算は計上して、特に来年度枠の大宜味村認可、それからコミュニティースクールということに力を入れるために予算化をしております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 実は、働き方改革について、現場の先生、職員たちのことについて、やっぱりそこら辺のフォローを十分できるように。ちょうど全国初の民間人校長で内田睦夫さんのほうが2001年に都立高校の校長先生になっています。その方が校長にできることは現場の先生の熱意や工夫、技術をいかに引き出せるか。それが回り回って生徒のためになるということ、その当時、2001年、校長は話されています。あともう1点、実は安芸高田市のほうで生徒が決める100万円事業、県立吉田高校、向原高校の生徒会に対して、各100万円ずつを役所のほうから生徒会にやっつての事業等も実は予算化されて、そういう事業が始まっております。教育予算、せつかくふるさと納税とかそこら辺から来るそういう収入関係の予算を教育税制、ほとんど今基本的に子供たちへの投資というか、お金をかけるべきものは子供たちじゃないかというのをよく言われておりますので、そこら辺に特色を出すような形で予算化、金銭的にできるような形をやってもらいたいなと思ってます。

あと、すみません、シークワサー酢の売り上げというのは、これは回答書の中で見ているんですが、1本当たり10万円、計算すれば分かると思うんですが、年間どれぐらいの金額という感じになりますか。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 教育長答弁のほうで1本15円、ですから平成29年からやると今16万6,000本ぐらいなんですけど、ざっと計算すると全体で240万円ぐらいだったかなと、今までのですね。ですから毎月の報告ではなく、今年においては現在3回ほどの報告がありました。7月、10月、11月と、月で言いますと900本から2,800本、月で言うんですけどね。一番多い月で8月の2,856本、そういう形でありますので、掛ける15円、少ない月で900本ということで業者のほうから報告を受けております。単純に計算すると年間の売り上げというのが出てくるんですが、今資料としては今年度の4月から10月までの本数でしかないということと、累計で16万円、約6,000本という形になっておりますので、御理解ください。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） ありがとうございます。

②のリポート関係ですね、実際新聞のほうに、金融関係とか沖縄公庫の理事長が辺土名高校出身でということで新聞の記事にもなっております。何かの形で金融関係とか、そういう関係の講演とかもできれば。あとリポートも結構大事じゃないかなと思っています。話し下手というか、鍛えられ方が小学校とかの高学年から、もしやっていたら、外に出ても結構強くなれると思うんです。すみません、もう一度、この投資・金融関係、あとリポート学習について、もし教育長の思いがありましたらお願いします。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

○ 教育長（宮城政信） この投資・金融については、やはり今後とても大切なことになってくるので、その前段となる金銭管理とか、それについては今教科でやっていることなんですけれども、確かに金融公庫の辺土名高校出身の方が理事長になったということで、せんだって辺土名高校で講演をやっておりますので、できましたらうちにも呼びして、そういう金融のことは話させ……できたら計画したいと思います。それからリポートに関しては、小学校からずっとではないんですけれども、道徳とかそういうのでは時々取り入れてやっている状況です。以上です。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 分かりました。大変ありがとうございます。

これにて私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○ 議長（大城佐一） 以上で1番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

◇ 大 山 美 佐 子 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に4番 大山美佐子議員の一般質問を許可します。4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 質問いたします。

社会福祉協議会の現状について。

①介護保険制度の仕組みは、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らし続ける制度です。社会福祉協議会では、寝たきりにならない様にするために色々な事業を行っています。ミニデイサービスやいきいきサロンなど、その中でも外出移動支援があり、障がい者や免許証を返納した高齢者の利用者が多いです。

最近、この制度を利用した方が「とても助かっている、この支援をもっとアピールしたほうがいいの

では」との声がありました。

現況として、昨今の高齢化も相まって、病院や買い物などで利用する住民が増えてきているが、臨時職員が2名で行っており、人手が全く足りていない状況となっている。

また、その中において、社協の本務職員も多くの仕事を受け持っており、猫の手も借りたい状態となっていることから、社協が行う業務に大きな支障が生じないか懸念している。

支援事業のみならず、社協が行う各事業を円滑に活用できるよう、大宜味村として社会福祉協議会職員の増員などの対応は可能か伺う。

②社会福祉協議会は、地域の方々・各団体の相談事業など色々な人が出入りする場所であり、利用者が気軽に行けるような分かりやすい場所にあることが望ましいと思うが、現在、村の改善センター裏手に位置しており、非常に場所が分かりにくいとの話が利用する方から上がってきている。

そこで、分かりやすいように大きな看板も必要だと思うが、現在使用されていない旧大宜味小学校跡地を活用するためにも、社会福祉協議会の場所移転などは可能か伺う。

2. 学校での生理用品設置について。

コロナ禍で経済的に生理用品を入手することができない「生理貧困」が可視化され、令和3年の9月定例会でも質問しました。その時は世界各地で生理貧困をめぐって大きなうねりを起こし女性達の声がネットを通して広がり、日本でもコロナ禍の支援として自治体で生理用品の提供がはじまりました。私は、トイレにトイレットペーパーが置かれてあるように学校へ生理用品を常備することを要望しましたが、実施しているのか伺う。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

①の社会福祉協議会職員の増員につきましては、補助金等の予算面において、村として何か対応する事は、現状としては、厳しいものと考えております。

②の社会福祉協議会の場所移転などは可能かについてですが、村公共施設跡地等活用方策調査検討委員会で、旧大宜味小学校跡地に社協を移転することについては決定する旨の報告を受けております。今後は、移転に向け調整を行ってまいります。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（宮城政信教育長 登壇）

○ 教育長（宮城政信） 学校の生理用品を常備することの実施についてお答えします。

小学校・中学校に確認をしたところ、小学校におきましては保健室に常備されております。

また、中学校におきましては保健室及び普通教室のある1階トイレに常備されております。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 職員増は難しい、ちょっと厳しいとの声がありましたが、社会福祉協議会からの要望があるときは、ぜひ採用へ向けて働きかけてください。前には訪問看護もしていました。そのときの訪問看護ヘルパー事業は利用者が多くとっても助かった、ありがたいの感謝の気持ちを訴えていました、利用者がですね。そのとき私もヘルパー業を誇りに思い、大宜味村社協は先端を行っているんだと自負はしていました。民生委員もしていましたが、ケア会議も社協職員と福祉事務所の方、先生方ともいろんなケア会議も持ちました。今では職員も不足でヘルパー事業は一心福祉会へ移管しています。

老人会、高齢者、障がい者、民生委員、母子寡婦会、多くの事業を抱えているのが社会福祉協議会です。職員増がいかにか必要か再度伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

社協の業務内容について、村民のため非常に一生懸命事業を執行しているということは理解しております。村からもいろいろな事業を委託しておりまして、社協の多忙さも極めていることは存じ上げておりますが、村としましては、現段階で増員等についての予算の増額について大変厳しいものがあると思います。御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） ありがとうございます。

②に行きます。大宜味小学校の移転の件は何度も取り上げられていました。なぜ、難しかったのか伺う。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 社会福祉協議会の旧大宜味小学校へ移転の件についての御質問だと理解して答弁させていただきますが、私も旧大宜味小学校が仮庁舎として代用して、もうそこも空いているものですから、早めに有効な利用の方策はないかということを考えて、取りあえず地域に喜ばれるような学校の利用の仕方があるだろうというふうなことで、社協のほうに旧大宜味小学校に移転は考えられないかというふうなことを打診してですね、社協のほうも旧大宜味小学校に移転したいという話がありまして、私もぜひ旧大宜味小学校に社協も入ってもらって、老人会、婦人会、あるいは他の団体等がこの旧大宜味小学校でいろいろな活動を展開できたらいいなというふうな思いで社協からも要望がありまして、内部で検討して、今移転に向けて調整を図っている最中でございます。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 前向きな答弁ありがとうございました。村長の就任2年村政報告にもありました。仮称ではありますが、村民ふれあい交流プラザとして令和7年度から旧大宜味小学校跡地に社会福祉協議会を移転して、老人会、婦人会、各種団体、組織の活動拠点の整備を図る、併せて子供の居場所の確保を図るなど、広く村民が利用できる場所にするとなりました。その考えどおりか、思いか、議員と、これは村長2年報告です。この前議会日より、議員と各種団体の意見交換会の場でもありました。同じことが出ました。社会福祉協議会会長もそれを訴え、婦人会会長も全く、村長がこの言っているようなことを訴えていました。社協が旧大宜味小学校へ移転すると、それこそが村民の活性化につながるのだと思います。令和7年度に向けて実施していくことを強く要望し、再度意見を聞きます。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

令和7年度から移転を始めるということで、すぐ完了するわけじゃないにして、段階的な移転になるかと思いますが、そこはまた内部でどのような利用形態、どの場所に移転させるか等について、また内部でさらに詳しく検討して対応してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） それも前向きな意見でありがとうございました。

学校での生理用品について伺います。全然設置していないのかなと思ったら、保健室及び普通教室の

ある1階トイレには常備されていると聞きました。とてもよかったですと思います。なぜ私が今、生理用品について取り出したかといいますと、役場の1階のトイレに設置されているではありませんか。突然の生理対応に友達に借りるとか、トイレットペーパーで代用するとか、そういう悩みがなくなると思いました。この年の私でさえ1階のトイレを利用して、設置されているのを見て安堵する気持ちになりました。学校の女子トイレに設置されていれば、子供たちが安心して学校へ通えることだと思います。1か所だけでもいいです。生理用品のナプキンを設置することができたのが、役場でできて学校ではできていないのはどうしてかと思ったんですけども、徐々に1か所1か所でもいいです。設置できたことに感動しています。生理用品のことはなかなか言いづらいところもあり、村の財政と調整しながらやっていくと、当時の村長の答弁でした。相談があったときは速やかに対応すると、当時の教育長の答弁でした。生理には隠さなきゃという障壁なく生きられる社会に発信できたらいいと思っています。でも徐々にまたやっていくことを強く要望して、私の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 以上で4番 大山美佐子議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時51分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前10時51分）

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 議長（大城佐一） 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 始めます。

1. 安心・安全な暮らしについて。

（1）去る11月8日から10日にかけて沖縄県本島及び鹿児島県与論町の地域を襲った線状降水帯は、観測史上最大の記録的豪雨が発生し、甚大の被害をもたらした。本村の被害状況、災害に対する対応と今後の復旧はどうなるのか、説明を求める。

（2）喜如嘉に位置する七滝から流れる河川の氾濫で、道路、家屋及び農地の浸水が度々おきている。暮らしを守るためには、埋まった河川の浚渫と河川の改修事業が必要と思うが、どうなのか説明を求める。

（3）9月議会で、ヒンバー森における「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」の制度を活用し事業を周知する趣旨の住民等を対象とした事業説明会を開催してもらえないのかとの質問に対して、村は県に対して事業を行う際に、説明会を開催してもらえるか確認したいとの答弁があったが、どうなっているか説明を求める。

2. 防災・環境について。

（1）本村では、海岸の浸食及び護岸崩壊や河口閉塞が生態の攪乱や住民に被害を及ぼしている。沖合での砂利採集等や人工ビーチによる影響が推測される。塩屋漁港航路の増深の為の浚渫計画や大兼久沖合での砂利採集がなされているが、村の海浜環境等に対する施策の説明を求める。

（2）結の浜海浜整備事業関連では、大宜味海人会から村長に提出された「サメ駆除に関する要望書」

は、昨今ではサメが沿岸部まで接近し、食害や道具の破損が多々発生しており、漁業者の安全操業と経営安定、観光業（遊泳者・マリレジャー等）の安心・安全を確保するために、サメ駆除を定期的に行う必要があるとの内容であった。また、情報通信ネットで「養殖給餌に由来する汚濁負荷がサメ被害に繋がる可能性がある」と紹介があることから、漁民が養殖漁業と観光業（遊泳者・マリレジャー等）との安心・安全確保は通常ではできないと証明しているようなもので疑問である。このよう状況で結の浜地区大型宿泊施設業務において軟弱地盤などの問題があるなか、㈱ルートインとの事業計画は現在どうなっているか、説明を求める。

3. 地域活性化について。

(1) 村は、大宜味村特産品（シークワサー）加工施設について大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に基づき、住民に利用させる財産で公共用財産である。村内の加工製品取扱者は村外の業者に製造依頼をして商品を確保している。如何に、加工施設の管理に関する基本協定書や加工施設整備計画に基づき運営をしていくのか。また、今後のシークワサー振興の具体策の説明を求める。

(2) 村ビジターセンター及び村活性化センターの直売所で農産物等の特産品が減少して利用者が苦慮している声があるが、農産物集約や両センターの運営について村の施策の説明を求める。

(3) 村は、高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯など、居住の安定に配慮が必要な世帯が安心して暮らせる賃貸住宅の供給を促進することを目的とした「地域優良賃貸住宅制度」を活用した定住促進はないか伺う。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） ①の豪雨災害についてお答えします。

宮城貢議員への答弁と重複しますが村道においては、7路線9箇所、農林関係においては、農道等その他施設も含め27カ所で被害がありました。軽微な災害箇所については、既に土砂の撤去や修繕等対応しており、災害箇所が大きな村道や農道等については、補助事業等を活用し復旧を行っていくことで進めているところです。

②の河川改修等の件ですが、本村が、管理している法定外河川は、各区の作業などで地域住民の皆さんの協力のおかげで、管理がされております。法定外公共物機能管理については、村内全域で相当な数の法定外公共物があることから、慣習的に地域住民や利用者により健全な状態が現在まで保たれております。村としては利用者によって機能が保全されているものについては、機能維持の範囲内で軽微な補修などを行っております。限られた予算の中で、村全体の問題として状況確認しながら災害想定に応じて優先順位を決定しながら計画的に浚渫を実施していきたいと考えております。

③ヒンバー森の件については、県へ確認したところ、現在、現地調査を実施し斜面状況や保全人家等を確認するなどし、事業化の検討を行っているところで、事業化が決定した際には、住民説明会を実施することでの報告を受けているところです。

次、防災・環境について。

①の村の海浜環境等の施策についてですが、塩屋漁港航路浚渫工事を進めるにあたっては、県との諸手続き等調整を行ってきておりますので、村独自の環境への施策は現在考えておりません。

②のルートインの状況については、現在、ルートイン側で計画の見直し案を検討している状況であり

ます。

次、地域活性化についてですが、①の大宜味村特産品（シークワサー）加工施設の指定期間は令和2年4月1日～令和12年3月31日までケレス沖縄に指定管理を行っております。基本協定書第21条において、年度事業計画書を提出し、村は内容を確認しております。第50条には、村民により加工施設内設備を使用したいとの申し出があった場合、協議を行うものとなっておりますが、現在のところ村民からの申し出はありません。今後のシークワサーの具体策として、令和6年度～令和8年度まで行う地域農業振興総合指導事業（シークワサー）を県・村・生産者・JA等関係団体が一体となり、生産者の高齢化に対して、担い手育成の取り組みや又、栽培管理技術向上、自家苗及び購入苗による計画的な圃場更新、令和5年度から事業展開しているGFPグローバル産地づくり推進事業についても海外へ販路拡大に力を入れてシークワサーの振興に繋げて参ります。

②両センターの運営については、入居している経営団体や指定管理者において運営されておりますが、村としても経営団体募集の申込み条件や指定管理の業務仕様書において、特産品や農産物の販売を行うことを要件としていますので、事業者に対し特産品販売の充実について協力をお願いしていきたいと思っております。

③定住促進の件についてですが、現在、本村においては、地域優良賃貸住宅制度を活用した定住促進というものは行っておりませんが、村営住宅については、低所得者に対して低廉な家賃で提供するものとなっております。つきましては、村営住宅の入居資格についても、高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯などが要件となっているところです。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1の（1）災害状況と被害に対する今後の普及はということで進めたんですけど、今回私たちが地域でですね、もちろん村営水道が断水したこともあって、それと災害の地域での調査などやりました。そのときにほかの地域からも一応連絡があったりしておりますが、どの範囲で、そして区にどういう連携や業者にこの土砂崩れしたときの対応取っているのか、その辺を詳しく説明していただけないか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 土砂の片付けの件に関しましては、住民のほうから連絡があったり、あとこちらのほうでパトロールをして、確認をして土砂の撤去を行っております。以上で終わります。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 住民から今役場のほうに連絡があって対応していると。そしてなかなか連絡してもね、伝えておきますとそういう返答があって、そして村道がね、土砂崩れで動けないと。みんなこの地域では片付けしないといかないと。業者も来ているんですけど、また自分たちでやっているところもあるんですけど、それでまた業者じゃない人が重機持ったりもしているんですけど、そういう連絡体制、この経費の持つとか、その辺の具体的に説明していただけないか。現状でよろしいですので。よろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 建設環境課のほうではですね、集落道路とか村道のほうやっています。地域住民の方で例えば区のほうで災害中に重機使用した場合には、こちらから予算を持ってないかというお話があります。そういった場合は重機使用のほうは村のほうで支払いをさせていただいております。

以上です。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

建設環境課長が言った答弁と同じ答弁になると思いますけども、我々産業振興課の場合は農道、林道が主なんですけども、地域からここが崩れていますよとか連絡があります。うちにも9、10日、大雨降っているときにはパトロールできませんので、解除になったときに職員全員で現場を確認して、被害状況を確認して、業者に依頼して片付けしております。たしか建設業者と災害の協定を結んでいると思うんですよ。災害が起こった場合には建設業者も協力し合うというのを昔締結していると思います。それを活用して業者にもお願いしたりはしております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、別々に担当課から説明してもらったんですけど、この発信がどういうふうになっているのか。まだ地域住民には見えないところもあるんです、私たちもそうですが。実は田嘉里川の河口の災害の復旧を見たんです。そして国頭側ですから、国頭の業者がやっているんかと思っていたんですけど、違う。名護の業者でした。そしたら何であなたがやっているんですかということを知ったら、この田嘉里川は2級河川になっているので、土木事務所から管理委託受けていると。だから何かあったときにはすぐ対応するようにして、県と調整してやっている。だから先ほど大嶺課長から言われたように、業者と協定交わしている。それからなぜ区長がいるかと、行政事務を委託している、その陣頭指揮をこの区長にやってもらって、その連携をスムーズにやらないと、もうあっち行ったりこっち行ったりいうのかな。今度の災害が非常に教訓になっていると思うので、その辺は整理していただきたいと思います。

それから重機の使用についてはですね、重機使用は出すけど燃料は出さないとか、こういうふうな少し理解しがたい件があるんで、その辺は整理して区長、業者、どういうふうな形で連携するかと。災害とのときの対応をきちっと示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

じゃあ次（2）に入ります。この七滝に埋まった土砂は、2年前の台風のとくに埋まっています。七滝の入る鳥居の左側が崩れてですね、その土砂が雨が降るたびにずっと埋まっているものですから、それを村にも言っているけど片付いていません。さらに今もう個人名ですけど、市田さんのところの河川の擁壁も今崩れています。さらにもうちょっと下流、網場があつて池みたいになっているんですよ、それもみんな埋まって、さらにそういうふうな状況にあるもんですから、その市田さんの家のほうから氾濫して、道路からみんな川なる。だから地域の方は、もう役場に言ってもきかないということですね、門に矢板で浸入防止をしてね、やっているんですよ。今回の場合はまたもうちょっと下流に行って、オートバイを橋の上をやっていたらそのまま流されたんですけど、そういうふうな状況がきてます。それで、それと関連するんですけど、もうちょっと道路から行くと、七滝と、七滝に行く道と学校に行く道のところが崩れてですね、U字溝がいっぱいになっているんですよ。これも私はちょっと見逃してたけど、区長が上から崩れてるよと。それで去った日曜日ですね、班長がもうこれできないよと。とにかく村も何回も言っても前に進まんからということで、班長の尻たたきながら、若いメンバーをね、絶対休むなよと、これやろうとして上に、このミカン木があるところの上に土を持とうとしたんだけど、それも駄目だよ。それで急遽役場に連絡してね、これはさらうけど、運搬まではできないよということで、道のそばに置いているんですけど、そういうことをね、やっぱり区と行政の役割分担。いつも村は自助、

公助、自助だというふうな言い方してるんで、この災害の、さっき言った一番の問題も同じだけど、行政事務委託しているわけだから、それなりに行政事務委託している区長などにこの連携、先ほど課長からも言われた建設業者との協定もあるんですけど、その連携をね、うまいぐあいにやっていただきたいと思います。

それから七滝の関係は、こういう水量のときにはね、あれは上のほうは喜如嘉の住民がつくったものだと思いますけど、やっぱり水量をさばききれないような状況にあります。また劣化してあちこち破損もしてるものですから、改修というのかな、河川の改修工事を新たに開始というのかな、新設になるのかどうか分かりませんが、やっぱりきちっとした河川を設置していただきたいと思います。よろしくお願いします。その件もまた聞かしてください。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 法定外河川に関しましては補助メニューがありません。今現在ですね、浚渫推進事業債というのがあります。これ今年度で終わります。終わるという形になりますので、今後ですね、こういった部分、国や県のほうに要望しながら事業ができないかというのをですね、メニューですね、やっていきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 3番のヒンバー森の件なんですけど、測量したりいろいろやっているんですけど、地域住民がどういうことをやっているのか分からないんで、一応まとめた後でね、事業を実施する前にもきちっと説明する必要があると思うんで、その辺は配慮してね、やってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

最初の答弁でもありますように、県のほうに確認したところ、まだ事業化が決定していないところです。事業化に向けて今調査をしている段階ですので、事業化が決定した際にはちゃんと地域住民、喜如嘉区民の皆さんへ報告するという事で県のほうからも説明を受けておりますので、その辺は御理解いただければと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 2の（1）海岸浸食及び護岸崩壊や河川閉塞が生態の攪乱し、沖合での砂利採取とか人工ビーチの影響でかなり大宜味村内の海浜環境が変わっています。その辺をもう一度どうふうに考えているのか。議会も河口閉塞については県への要請もしたことがあります。その辺についてもう一度答弁求めます。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

吉浜議員がおっしゃる点、ちょっと整理しますけども、大兼久の沖合の砂利採取とか人工ビーチ、塩屋湾の航路の浚渫がその要因が海岸の浸食、護岸の崩壊、河口閉塞が要因になっていとおっしゃっておりますけども、もしよかったですよ、吉浜さん、それが本当に要因ですよという、原因だよという分かる資料があれば、参考に村としても資料をいただければ参考になります。我々としては、本当にそれが要因なのかというのが、直接の因果関係との根拠というのが正直言って出せないですよ。例えば平成30年に塩屋湾の航路の浚渫工事をやりましたが、そのとき私が検査官で検査しましたがね、

山口建設が請負業者しましたけども、それ以降に6年経過しておりますけども、それが原因で塩屋湾の護岸とかそこ周辺の海岸の浸食と護岸の崩壊とか河口閉塞とかが直接要因になったのかというのが私も正直分からないんですよ。それを吉浜議員が、それが原因ですよと分かる資料があれば、私たちも勉強したいし、それが原因であれば対策も講じていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 私が質問しているものの原因が確定できないと。分かる資料があったら提供してくれと。これは村自体で調査すべき件だと思っています。この去った12月2日ですね、これは名護の件ですけど、安部区長が、名護市安部沖における海砂利採取の中止を求めることについてということで要請しております。そしたらこの安部のほうもですね、委員会で全会一致で決まったそうなんですけど、砂利採取業者が200万持ってきて、協力金を持ってきて取らせてくれと。しかし、海浜がね、最近かなり浸食しているということでやっています。私たちも土木事務所にこの問題もあるんじゃないかということで、ドローンで大宜味の海岸はみんな撮っています。そして安部の区長さんとも話しして、安部、嘉陽、天仁屋、3か所は撮っています。国頭は台風の関係でちょっと撮ってないんですけど、国頭も非常に浸食していると。もうこれでは大変だというふうな状況も来ています。さらにこういう問題があるから、私たちも連携してからやっというこで、今連絡調整しているんですけど、私たちがやっているように村も当然やるべきだと思っておりますけど、また漁港の浚渫の関係については、5トン未満の漁船の航行ができる対象の漁港から、それが19トンの船を航行できるということですね、さらに50センチを深掘りすると。しかし設計上は1メートル掘る計画になっているんだけど、あれから50センチは埋まっているだろうと。これは浸食してる証じゃないですか。この辺の説明を求めます。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

今、吉浜議員の質問の海岸の浸食、護岸の崩壊等が沖合の砂利採取に大きな要因があるかのような御質問ですが、私はそれはちょっとちゃんとした根拠もないので一概には言えないと思いますが、これは大宜味村に限ったことではなく全県でもありますし、世界的に見ても南の島々の島が水没しかねないというふうな状況もありまして、世界的な状況でありまして、限定的に大宜味村だけのことではなくて、要因はいろいろあるかと思えます。要因を極めるのは非常に厳しいと思えますし、今村が必要なのは災害の要因ももちろん、これを突き止めるのも大事でしょう、これは非常に難しい。ですから災害の対策、護岸浸食しないような、護岸が崩落しないような、そういう対策を取るのが重要じゃないかというふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 養浜事業、人工ビーチは造る。そしたら海浜は一方では浸食してく。それを対策取るというのは、私は矛盾感じております。それからこの漁港をね、19トンの船を通すような形、浸食するんだけど、名護と大宜味の間で栽培漁業が行われているということを言っているんですけど、この栽培漁業しているところの位置はどこになっているか、説明を求めます。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

塩屋漁港から古宇利島に向けての中間あたりに三重のいけすがあります。スギを養殖していますけども、そこです。

（「場所はどこですか。今帰仁ですか。名護ですか」と呼ぶ者あり）

○ 産業振興課長（大嶺 実） 場所は名護になると思います。名護寄りです。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 私はこの件で国土地理院と海上保安庁に問合せしました。それで海上保安庁のホームページによると、地方自治法第5条、普通公共団体の区域は従来の区域によると。しかし、海域はですね、判例の解釈、普通地方公共団体の件のは陸地のみならず、陸地の延長として海面にも及ぶが、その範囲は領海までであり、公海では非適用という形になっております。それで調べたらですね、こうなっているんですよ、ほとんど名護。名護に位置している。何で名護に……、普通は行政は属地主義ということ言ってるんじゃないですか。何でこんな攪乱するようなことを大宜味の漁港でやるんですか。それを教えてください。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

攪乱するという言葉は本当にそうなのかなと、違うと思いますけども、攪乱はしていないと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 攪乱の話はね、浸食しているかどうかという話は……、私がこの大宜味村で、何で漁港でね深掘りしてやる必要があるかと。宮城島なんか国体やった艇庫の基礎をそのまま放置しているんですよ、浸食するからということで、せっかくの海浜がね、こうあったのを。なぜ羽地にいけすが、名護にあるのに、大宜味で展開するかと。属地主義じゃないかということで僕は聞いているんですよ。何で大宜味の塩屋漁港で展開するかと、それを聞いているんです。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

塩屋漁港の拡張工事につきましては、今年の1月から3月にかけて住民説明会を塩屋公民館で開催されましたよね。そのとき吉浜議員も会場に来たと思いますけども、十分にこの塩屋漁港の現状と、今言ったように、塩屋湾も50年の後半かな、あれ建設してもう40年以上経過しておりますので老朽化もあるし、昔は5トンクラスの漁港で設計されたと思いますけれども、今はもう19トンのクラスで漁船が入って、今の漁港で展開できないということを説明申し上げました。そのときほとんどの住民は賛同したんじゃないですか、あの、そのときに。そのときに、一部の方は賛同できないよという話は聞きましたが、私が説明する側としては7割、8割はもう賛同したという認識しておりますよ、私は。だからそれは必要性があるから村としては、今年、もう設計も入っているんですよ。令和7年度から令和13年度、約8年かけて事業費でいきますと約14億か15億円の事業費で、10分の8の補助金ですけど、それで工事を進めさせていただきますということも説明しております。よろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 私が聞いているのは、さっきの河川の工事とかね、その部落でやっていたものとかいろいろ違いがあるというふうな話も受けたんですけど、私が言っているのは、何で名護に位置あるのに、名護も漁港あるでしょう。そしてね、そのことを住民説明会でほとんどの人がオーケーしているんだけど、名護にあるいけすだという説明は聞いていないですよ、村境にあるという話しか聞いてないけど、れっきとしてあっちにあるんですよ。そのことを私は言っているんですよ。隠蔽じゃないですか、これは。それを言っているんですよ。それとこの件はね、また今後もあれしますが、そしてこの関連で

ルートインが今検討しているという話はあるんですけど、この軟弱地盤の関係で、地盤強化の問題についてはどこが負担するんですか。ルートインが持つのか。

○ 議長（大城佐一） 吉浜 覚議員、今2の（1）はもう終わりなんですか。

○ 8番（吉浜 覚） 2は……。

○ 議長（大城佐一） 2の（1）の今、今ルートインに、2に入っていますけど、1は終わりですね。

○ 8番（吉浜 覚） いや、今これもルートインの関係も入れていますので、ああ、2の（1）ですか。ごめん。2の（2）に入ります。

ルートインの問題については今検討中だということになっているんだけど、地盤強化については、この予算についてはどちらが持つのか教えてください。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

地盤の強化ですか。その話は全く聞いておりません。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 9月議会にでしたかな、軟弱地盤の問題があると。そしてこの地盤強化の問題をどうするかというふうな問題が9月議会に出たと思います。村長の行政報告にもあったと思いますけど、ルートインとあって、この軟弱地盤のものについてどうするか検討していきたいという話があったんですけど、この問題についてはどこが予算持つのか教えてもらいたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 軟弱地盤の強化、どのような具体的な事業なのか、まだはっきり分からない。何のための地盤の強化なのかよく知らないのですが、もし仮にそこに建物を建てて、軟弱地盤があるということで設計変更とかあれば、軟弱地盤の変更については当然事業者の費用負担になると思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員、質問時間が残り少なくなりましたので、簡潔に質問をお願いいたします。

○ 8番（吉浜 覚） 3番の（1）シークワサー加工施設の公用財産であるのに、村民に対して利用をどのように促すのか説明を求めます。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

今、先ほど村長からも最初の答弁ありましたが、今シークワサー加工施設は指定管理でケレス沖縄が令和2年から令和12年の10年間を今指定管理で運営しております。この協定書の中で第50条に村民が利用したければ、申し出があれば利用することになっておりますけども、まだ一度もそういった村民から加工施設を利用してほしいという相談はありませんので、もしそういった相談があれば、どういった、内容にもよりますが、対応していきたいなと思っております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村民が申し出れば検討する。何のために造ったんですか。これは図書館とかそういうふうな形でね、誰がでも利用できるような形で、ちゃんとエスコートしてあげないといけないんじゃないですか。そして喜如嘉の今シークワサーがあるんですよ、農協にある程度出して、農協である程度高くで買うから横づけして、みんなほかのところに持っていつているんですよ。そういう実態を捉えてね、村民がもう知れないからこういうことやらないで。何のために造ったかと。これを村民が利用

できるようにやるのが、こうやって使えますよと、それやっていきましょうというのが村の立場じゃないですか。この件をきちっと返答もらいたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） 吉浜議員がおっしゃるのはよく分かりますけど、例えばですよ、村民が利用できるような施設といいますけども、例えばケレス沖縄さんが今工場をやっていますけども、村民がいついつこういった使いたいよとあれば、じゃあケレス沖縄さんも操業に支障は来すんじゃないかなと私は思っているんですけども、バランスよくできますかね、そのあたり。私はちょっと懸念しておりますけども。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 大宜味村農産加工施設整備計画、これの中にはちゃんとそういうふううたわられています。それで何でそれができないかと。そうしたら大宜味村は今約150トン、東村は1,500トン、本部は800トンやろうという計画しています。それが助成事業を使ってきたものの施設です。何でそれができないかということさ。大宜味村はシークワサーの村でPRしているのに、それができるような形をやるということでその施設は造っているわけだから、こういうことをどういうふうにやっていくか、もう一度説明を求めます。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

吉浜議員が今おっしゃった件は、ちょっと持ち帰って、再度検討させてください。もし、3月定例会でまたその話を質問するのであれば、またうちも整理して、勉強して回答します。以上です。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 3の（3）有料賃貸住宅制度の活用をぜひ検討していただきたいと思います。これは非常に高率の助成事業となっていますので、よろしくお願いします。検討をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、この地域有料賃貸住宅制度というのをまず勉強してですね、その辺の制度の内容も勉強しながら検討させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 以上で8番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前11時36分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 宮 城 美和子 議員

○ 議長（大城佐一） 次に5番 宮城美和子議員の一般質問を許可します。5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 一般質問の前に誤入力があり、大変申し訳ございませんでした。

2件について私から一般質問をさせていただきます。

1. シークワサー農家へ担い手不足に対応を。

「大宜味村過疎地域持続的発展計画」令和3年度～令和7年度における農業の振興現況と課題として、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足が挙げられています。特に担い手の育成支援や新規就農者の受け入れ体制の強化が重要と考えます。現状、大宜味村ではシークワサー産地協議会を中心に、ブランド推進専門部会の旧GFPグローバル産地づくり推進事業、シークワサー振興補助金などの取り組みが進められていますが、今後の課題は、生産基盤の維持、担い手不足への対応について次の事項を伺います。

1. 今後生産者数・生産量のシミュレーションについて。村として、現在の状況を踏まえた生産者数や生産量の3年、5年、10年後の予測を行っているか。

2. 人材育成の具体策。

農業振興事業費補助金検討、農業分野に特化した地域おこし協力隊、集落支援員の活用、または、地域で収穫、管理作業部隊の派遣システムができないか（シルバー人材など）。

3. ブランド推進と生産基盤の維持の両立。

村長は、大宜味村シークワサーブランドの価値向上と生産基盤維持の両方を実現するため、どのような優先順位で取り組みを進めますか、また、解決する戦略をどのようにお考えか具体的に行動計画を伺う。

2. 知っていますか、香りのエチケットその香りが苦手な人がいるかも。

住民の方より「香害」の相談です。

「香害」についてご存じの方も多いと思いますが、近年、洗剤や柔軟剤の仕上げ剤や香り付きの製品に含まれる香料によって、「化学物質過敏症」で頭痛や吐き気などといった体調不良を訴える人が増えております。補足説明になりますが、化学物質過敏症とは、2009年頃にもあったかと思うんですけど、シックハウス症候群と同じような症状です。そのほうが分かりやすいかなと思います。イメージはですね。琉球新報記事よると「香りで悩んでいる人がいるかも」調査にて県教育委員会が県立高校、特別支援学校、県立中学校を対象に実施した調査で、95校中51校の計634人が、化学物質や香りで体調が悪くなったことがあると回答した。沖縄県でも問題になっている。ご相談されたご家族も、「化学物質過敏症」で困っているとのことでした。健康被害がある事はとても深刻です。悪気がなくエチケットとして、汗の臭いよりはと思えば柔軟剤を使用しているご家庭がほとんどだと思いますが、伺います。

1. 香害の現状認識について。

食品アレルギーと同様に、「香害」（化学物質過敏症）への理解を深める必要があると考えます。村内における化学物質過敏症の認知状況や、住民から寄せられる「香害」相談はありますか。

2. 「香害」啓蒙活動について。

国も、沖縄県も啓蒙活動しておりますが、大宜味村は柔軟剤、洗剤の使用法や香害の認知向上、注意喚起、啓蒙活動を行う考えありますか。

3. 学校、子供園、公共施設内で、強い香りを伴う製品の使用に制限を設けることについて、検討する意向はありますか。以上です。よろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） ①の今後生産者数・生産量のシミュレーションについてお答えします。

令和6年度の生産者数は約400農家、生産量は約1,000トンを予測しております。

3年、5年、10年後の予測については、生産者数及び生産量の見通しが難しいため明確な予測は出来ない状況であります。

②の人材育成の具体策については、農家の高齢化による収穫時に支障を来している状況下で、一部の農家ではお互い助け合いなどを行っている農家も存在することから、シークワサー産地振興協議会を活用し、生産者、JAおきなわ、沖縄県等と関係者との連携をしながら、どのような支援が有効なのかを検討して参ります。また、地域おこし協力隊や集落支援員の活用についても検討して参ります。

③のブランド推進と生産基盤の維持の両立については、シークワサーの現状として、農家の高齢化が深刻な問題であることから、優先順位としては、生産基盤の維持について力を入れる必要があります。解決方法としては、担い手の確保が重要であることから農家と連携し、解決へ繋げたいと考えております。ブランド推進については現在、令和5年度から事業展開している、GFPグローバル産地づくり推進事業で大宜味村シークワサーのブランド推進行動を行っているところであります。

次へ行きます。①の化学物質過敏症の認知がどれぐらいあるかというものは、調査を行っていないことから把握はできていません。また、住民からの相談もありません。

②の啓蒙活動等を行う考えあるかについてですが、議員のご質問を受け、国や県、その他自治体のホームページで香害に対する注意喚起がされていることを確認し、12月11日に村ホームページへ掲載を行ったところです。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（宮城政信教育長 登壇）

○ 教育長（宮城政信） ③の学校、子ども園、公共施設内で、強い香りを伴う製品の使用に制限を設けることについてお答えします。

現状教育委員会管理施設での実被害報告は、今の所報告されておられませんので今後における状況を注視しながら、教育現場と連絡を取り対策を行って行きたいと考えています。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） ①について、見通しが難しいため明確な予測はできていない状況とありますが、シークワサー産地協議会の中でJAや農家、いろんな専門家の部会があると思います。そういった方たちの御意見を伺いながら、このデータの収集や予測モデルを作成することができないかと思いますが、村長はどのようにお考えでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

シークワサーの生産量の予測というのは非常に難しい状況でございまして、今期についても県は全体で3,000トン以上でしたか、かなりの数を見積もっておりました。しかし、私は畑現場を回ってみてそこまではないだろうと見ておりましたが、今回はそれ以下に、大分生産量が減って、当初の見通しと大分違うなという感じを受けてございまして、生産量というのは木の状況とか圃場の状況、あるいは生産者の高齢化等に伴い非常に予測が難しく、この年じゃないと分からない。ましてやまた台風とか害虫とかもありまして、安定的に見込むということは非常に厳しい状況でございまして、私も大ざっぱにしかなれないというふうな状況で、非常に生産量の予測は難しい、そういう状況であります。以上です。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） そうですね、生産とかはとても難しいかとは思いますが、農業振興を今後根拠やどういう基に生産量とか専門家とかそういった収穫量とか、そういった支援員とかいらっしやると思います、農業の、JAとか。そういった自然災害や農家ができないというところも含めて後は計画していかないといけないのかなと私は思います。なので、ぜひ今後はそういった専門家の御意見を伺いながら、5年後、10年後に向ける対策を考えていけたらということをお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） シークワサーの状況は今から農家高齢化、そして収穫作業も大変な状況、かといってまた後継者がたくさん育っているとは言いづらい状況、そして工場側も危機的状況にあるんだと、生産量が少ない。あと二、三年後はもう工場の操業は厳しくなるというふうな本当に危機的な状況であるというふうな役場のほうに見えていました。私もそのとおりだと思います。今の状況では大宜味村のシークワサーは本当に危機的状況にあるというふうに思います。そういうことで、圃場の整備はもちろん、後継者を育てて、そして村としても生産基盤の安定のためにまた苗木等をどんどん生産して、農家、あるいは村民に提供していかねばならないと思います。

一方、またシークワサー加工品、シークワサー、青切りとかも内外にPRしていかないと、このままでは非常に危ない状況ということで非常に危機感を持っていますので、シークワサーの里として今後より一層生産基盤の強化、そして販路拡大に努めてPRしてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） ありがとうございます。村は課題解決のために県の事業で令和6年度から3年間地域農業振興総合指導事業がスタートしています。栽培に関する事業だと認識しております。先ほど村長がおっしゃったように担い手育成には時間がかかるかと思います。高齢者や忙しい農家の栽培指導があってもですね、人手がいないとその管理さえもできない状況があります。お手伝いができる人を早急に環境を整えることが急務だと私は感じております。シルバー人材みたいな地域の内外から手伝いを積極的に募る仕組みの構築をしていただきたいです。取組については村全体の農業振興にとっても不可欠ですし、シークワサー産地振興協議会とも連携し、シークワサー農家からもいろいろ助言をいただいて、そういった人材を確保するような、お手伝いできるようなシステムを村はどのように進めていく、検討がありますでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

今農家は大変、さっきから申し上げているように大変高齢化で厳しい状況で、やはり援農を必要とする農家もいると思います。かつてシークワサー農家は消毒できなくて、消毒部隊というんですか、グループをつくって各農家を回って援農したということもあります。しかし、今これがなくなっている。今の状況、シークワサー農家も大変なので、どうにか援農隊みたいな支援できる体制ができないかというふうなことで、提案もありまして、これについて内部で議論したいし、そしてまた農家の皆さんの意向も聞いて作業、援農隊ができるのかどうか。そう取り組まないといけない状況になっているのかというふうに思いますので、農家を支援、手助けするような組織、形態は必要だろうということで、今後内部で議論して導入できるかどうか検討してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） ぜひ検討いただきたいと思いますが、その検討とタイム的な、大体いつ頃そ

ういった検討会は行われて、その行動ができるかというのを伺いたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

具体的に明確にはいつ頃かということではありませんけれども、事業所からも提案の件もありますので、シークワサーの協議会とも、あるいは他のシークワサーに限らずほかの作物でも援農が必要とする農家等があれば早急に対応したいなというふうに思っております。いずれにしても自立できる農家というんですか、農業、自分たちで食べていけるような農家を育てていかなければならないので、あまり外部に頼るんじゃなくて、自分たちでまたしっかりとした農業経営ができるような仕組みづくり、そういうふうなことができるように役場としても支援してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 宮城美和子議員、今、1の2の質問ですよ。移る場合は、次は1の何についてお伺いしますということでは、お答えいただけますか、お願いします。産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） 村長からも答弁ありましたが、今美和子議員が言っているのは、やはり大宜味村のシークワサー農家は高齢化が本当に深刻な問題です、現状は。もう70代がほぼ中心で、70代、80代がもうほとんど占めている割合、美和子議員もよく御存知だと思います。高齢者になるとやはり作業をするのにやっぱり大変だと思っておりますけれども、例えば収穫時に収穫できない農家もいるんですよ、野放しにして。そういったのを、例えば先月でしたか、ケレス沖縄の社長のほうが大宜味村のほうに村長と面談して、いろいろシークワサーの話合いをしたんですけれども、「おてつたび」というのがありますよね、要するに農作業の手伝いと旅を掛け合わせたおてつたびというのがあります、それを大宜味村でいつからいつまで農作業を募集かけるんですよ。そうしたら旅行の好きな人に大宜味村に来てもらって、そこのお手伝いをする仕組みもあるんですよ。実は東村の夢感動ファームというところがありますけれども、そこが去年利用したみたいで、私それをどういう状況だったのと聞いたら、とてもよかったと言っていたんですよ。ただ一番課題なのが宿泊施設がないのが一番大きな課題なんです。大宜味村に今宿泊施設がないものだから、東村の場合は名護のほうに宿泊してもらって、そこから送迎したら、ちょっと苦労した点もあったということ聞いていますので、そういった点も活用できるかもしれないし、もう一つは、この社長にも了解したんですけど、先週、この前の土曜日にお会いしたんですけど、大宜味村の会社なんですけど、うちの会社ではこういった相談があれば、10名でもすぐ派遣してお手伝いすることができますよ。いつでも相談してくださいというわけ、会社の社長が。従業員を確保しますので、困っている農家がいれば、でもこれは農家の方が相談しないとできないことだから、契約条件とかいろいろありますので、それに合意すればできますよと、いろいろ相談してくださいということで話をいただいておりますので、まずそういった問題のある農家とあれば、産地協議会ともいろいろ話し合っ、そういうのも活用できるのかなと思っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 引き続き2番なんですけれども、農業振興事業費の補助金の検討についてお願いしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

補助金にはたくさんいろんな補助メニューがありますけれども、例えば新規就農だと、例えば今読み

上げますけれども、青年等就農資金というのがありまして、これは無利子で3,700万円ぐらい国庫から借りてできる制度もあるし、経営開始資金というのがあるんで、令和3年度までの受付までは5年間の150万円の750万円あったんですけど、令和4年度からは法改正されて3年間150万円で450万円を、これは利息なしで払う義務もないです。国から補助金をもらってそういう補助金もあるし、あと果樹生産強化のために利用可能な国庫支援ということで、例えば未収益期間支援事業というのがありまして、10アールに対して22万円とか、例えば実生苗とか接木苗とか、実がならない期間がありますよね。その期間を国庫で果樹未収益期間支援事業とかもあります。まだ実際にこれ大宜味村では補助金を利用した実績はありませんけれども、もしそういう方がいれば補助を活用する制度です。あとは生産基盤強化対策支援事業というのもありまして、果樹園等の生産基盤に次世代に円滑に引き継ぐための再整備、生産基盤の強化とかそういったものもあります。いろいろたくさん補助事業はあるんですよ。そこの農家の方がそれやりたいよと手を上げれば、村も考えて支援していきたいし、前向きに補助事業を活用してやっていきたいなと思っています。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 御説明ありがとうございます。私の質問の方法がちょっと悪かったですみませんでした。グローバル産地づくりの視察研修が令和5年9月に農家3名行かれているみたいなんですけれども。ごめんなさい、2番ですけれども、オーバーしていますか。大丈夫ですか。すみません。その中で先ほどの事業費交付金の中で、馬路村のほうに視察に行かれています。その馬路村では農業振興基金の中で機械であったり開発費用であったりという今後の課題についての補助金が幾つかあるんですね。そういう報告書を読みました。大宜味村はそういった農家、基幹作物であるシークワサーに対する補助が、肥料はありますけれども、そういった機械設備に対してだったり、商品開発に関しての補助金というものがなくて、農家としてはそういった機械であったり道具を購入するような補助金を今後は欲しいという御要望の報告書があります。今後前向きに検討していただけたらと思います。以上です。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

令和5年ですかね、私も行ってまいりました。高知県ですね、愛媛県も行きましたけれども、議員がおっしゃるように機械等の補助金がありました。私もそれをとても関心があって、それも大宜味村に活用できないかと思いました。一応半分、途中までは要綱をつくっていたんですよ、私。なんだけど財政的ないろんな問題もありますので、あと今後ですね、これは村長とか財政課との相談になると思いますけれども、できるかできないか、私今ははっきりできますよと名言はできませんけれども、検討させていただきたいと思っています。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 質問を変えます。次は香害について、再度御質問させていただきます。

村内で相談の事例とかはないという状況を伺ったんですけども、今後ですね、言いたくても言いたくはないと言ったんですけども、感じていてもどういうふうに伝えたらいいかわからないという方もいらっしゃると思いますので、把握するための実態把握のための調査であったり、アンケートであったり、学校では取っていただけたらなと思いますが、御検討いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 宮城議員の再質問にお答えします。

教育長の答弁にもありましたように、教育現場と確認をしながら、状況を確認しながらもしこのアンケートが必要であるのであれば、そこはまた学校側と調整を図りながら今後検討させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） ありがとうございます。そうですね、学校とかこども園に関しては制限までには至らなくてもですね、保護者の皆さんに理解していただくような配慮を促すような公文であったりお手紙で知らせていただけたらなと思います。その辺はいかがでしょうか。できそうでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 何度も同じような答弁になるかと思いますが、こども園をはじめ、小学校、中学校、そこら辺においては月1回の管理職研修とかそこら辺もありますので、校長、教頭、園長並びに我々教育委員会、指導主事も含めた、この中でも話し合いを持ちながら親御さんあたりに協力いただけないかということ、どこかの場面でできれば知らせていきたいなと思っております。

○ 議長（大城佐一） 以上で5番 宮城美和子議員の一般質問を終わります。

◇ 大 城 邦 彦 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に3番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） それでは、まず初日に議長、村長からもありましたが、令和6年11月9日から10日にかけての大雨、洪水により、沖縄県内北部地域で床上浸水や断水など、甚大な被害が生じております。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。一日も早く日常を取り戻していただくことを強く祈念申し上げます。

そして村が行った根路銘川の浚渫のおかげで今回の豪雨ではかなり増水があったものの氾濫水位に至らず被害が起こらなかったことに対して、区民一同大変感謝申し上げます。村長をはじめ担当の皆様本当にありがとうございました。

それでは1番の大宜味村津波浄水場の水害対策等についてを質問させていただきます。

沖縄本島北部地方は、9日未明から早朝に掛けて線状降水帯が発生し、記録的な大雨に見舞われた。やんばる三村においては床上浸水や道路冠水、道路陥没、道路損壊、土砂崩れなどで、いまだに交通止めの現状が続いている。また、本村津波浄水場が床上浸水し施設の機能が停止し、さらに浄水池への泥水が流れ込み、3～4日に及ぶ村内全域の断水被害が発生しました。今後このような被害を防止するためにどのような対策を行うのか伺います。

1. 浸水が起こった状況と、断水に至った経緯。
2. 今後の浸水被害対策をどうするのか。
3. 新たな浄水場の建設及び移転の検討について。

次、2. 旧大宜味小学校跡地利用について。

去った令和6年10月11日（金）に大宜味村議会が主催し、各種団体との意見交換会が行われました。その中で村婦人連合会及び村老人会から、旧大宜味小学校を婦人会及び村老人会の活動拠点として施設利用ができないかなどの同じ意見があり、また、大宜味村社会福祉協議会会長より、現事務所の移転の要望がありました。

村長の就任2年の村政報告に旧大宜味小学校跡地に、(令和7年度)村社会福祉協議会の移転及び老人会、婦人会等の各種団体組織の活動拠点の整備を図るとありますが、予算化計画及び進捗状況を伺います。

3に役場の防火管理者届け出及び消防計画に基づく自衛消防訓練等について。

防火管理業務の内容は、役場庁舎で火災を起こさないための予防業務、火災が発生した場合の初期消火、火災通報、避難誘導、救命措置や重要書類等の搬出など多岐にわたる自衛消防訓練業務があります。

全職員が消防設備を理解できるような消防計画書を作成し消防本部に届ける必要——義務というか、法的義務があります。この辺について伺う。

1. 防火管理者の届け出はどうなっているか。
2. 役場に設置された消防設備の取り扱いや、自衛消防訓練を行っているか。
3. AEDの設置及び救命講習受講状況はどうなっているかについて伺いたいと思います。

○ 議長(大城佐一) 村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 浸水状況及び断水の経緯についてお答えします。

現場・状況を確認して想定できる浸水した災害のメカニズムとしては、津波浄水場の上流側の平南川を横断し、個人有地に渡るための道から、平南川の氾濫により赤水がそこを駆け登って、村道平南線が冠水して、津波浄水場敷地に流れ込んだと考えられます。そして、ほとんどの施設に赤水が混入したと思われる。そのため、津波浄水場の浄水池に赤水が混入し、水道水が配水できなくなったことと浄水機能が停止したため、断水となりました。

今後の浸水被害対策については、現在、簡易的に道路側にベニヤ板を設置して浸水対策をしておりますが、今後、災害に強い対策を検討してまいります。

次、浄水場の移転等の検討については、災害に強い浄水場だけを考えるとすれば、すぐに移転を検討できますが、令和6年度から公営企業を適用し、尚一層独立採算が求められております。移転について経済面や水質など様々な課題が想定され、水道事業の運営が困難となり、同等のサービスが提供できなくなる恐れがあるため、慎重に検討していきたいと考えております。

旧大宜味小学校の跡地利用の件についてですが、予算化計画につきましては、旧大宜味小学校のトイレ等の改修が予想されますが、現在どのように進めていくか検討しているところです。移転等の進捗状況につきましては、大山美佐子議員への答弁と重複しますが、村公共施設跡地等活用方策調査検討委員会で、旧大宜味小学校跡地に社協を移転することについては決定する旨の報告を受けております。今後は、移転に向け調整を行ってまいります。

次、防火管理者の届けについてですが、国頭地区消防組合に確認を取ったところ、平成26年に届け出が行われているところですが、以降管理者の変更の届け出がされていない状況となっております。

②の消防設備の取扱い等については、毎年、消防設備の点検は行っているところです。消火訓練については、令和3年度に行って以降、行われていません。

③のAEDの設置状況等については、役場庁舎内での設置状況としては、3台設置がされているところです。救命講習については、行われていません。

○ 議長(大城佐一) 3番 大城邦彦議員。

○ 3番(大城邦彦) この平南川の赤水が入った状況は、この間、議員をはじめ、村長はじめ、一緒

に現場視察をしてまいりました。川からあふれた水が流れ込んできたということでベニヤ板で今応急的な措置をされております。過去11月においてこのような大雨が降るということは一度もありません。そういう中で起こった今回の事例であります、少し私もまとめているのがありますのでお伺いしたいと思います。

この1について、浸水が起こった、断水に至った経緯の中で今ベニヤ板がありますが、移動するにしても改修するにしても何らかの措置をしなければこのようなことが一度あれば二度、三度起こる可能性も十分ありますので、今回の、例えばコンクリートブロックで今ベニヤをやっているところ周囲を囲んでですね、浄水場内には水が入らないようにするか、浄水池自体をもっと持ち上げてやるか。そして今回説明を受けたんですが、ポンプ小屋の分電盤装置がある場所も浸水して、あと何センチかすればパーになっていたんじゃないかという話を現場にいる担当から聞きました。そういうことを考えますと、この場所に水が入らないようにブロックを立てるなどの応急措置ぐらいは計画立てれば十分できるのではないかとそのように考えますので、そのコンクリートブロックで対策することはどうでしょうか、村長、この辺についていかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 再質問にお答えします。

今正直言うと、そういった案もありますが、浄水場の中のほう、下のほうに配管等いろいろ入ってまして、その上に物を設置するのも厳しい部分があります。今後、その部分も検討しながら慎重にやっていきたいと思っています。今考えられるとすれば、トンブロックとかを設置するのも可能かなと思っています。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 今言っている場所は囲いの、ベニヤをやっている場所のことですかね、課長。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） はい、そのとおりです。どうしても村道側のほうから水が来た形になりますので、その部分を防いで平南川のほうに流れるような仕組みをつくっていきたくて考えております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） とにかく皆さんも初めての事例でありますので、二度と起こらないように対策をしっかりとやって、一時的な、簡易的な対策であろうが、被害が起こらないようにぜひとも頑張ってくださいとそのように思います。

次、2についてですが、今後の浸水被害対策はどうするのかということになりますが、この件については平南川、浄水場だけを今回取り上げていますが、村内各河川も含めて考慮いただきたいなと思います。特に根路銘は浚渫をしたおかげで増水しなかったというのは本当に、目の前に私の家がありますので、ずっと見ておりました。非常によかったなと本当に感謝しております。

今回の洪水被害は100年に一度と言われている災害と言われておりますが、100年前は私は生きていないので、本当に100年前にあったのか、その前にもあったんじゃないかなと。実は去る10月にも80ミリぐらいの集中豪雨があったんですよ。そのときは考えられないような、私、山で農作業をしていて、急に大雨が降ったので上原から下りてきたら、もう上原の部落内も水がいっぱい流れ込んで斜面からどどん水があふれ出て、これ災害起こるんじゃないかなと思うほど非常に大きな雨が降りました。そうい

うことでこれがやった後に今回の大きい雨ですから、もう連続して来たようなもんですよ。ですから非常に危機感を感じました。100年に一度と言われてはいますが、このような水害が再度起こる可能性がありますので、気候変動による地球温暖化の影響で、日本はもちろん、世界でも大洪水による甚大な被害が発生し、ニュースなどで放映されている現状であります。川の浚渫や災害に強い新たな護岸工事などを行う必要があると思うがいかがでしょうか。今回の平南もそうですが、この間視察したときに、浄水場の後ろの川沿いを見てみますと、個人の土地ですか、川を越えてまっすぐ、個人の畑を抜けて下のほうのペンションみたいなどころがあるんですが、そこのほうまで流れ込んでいっているような状況がありますので、浚渫や災害に強い護岸工事なども検討できないかその辺を伺いたいんですが、村長。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 法定外河川というものが国庫補助のメニューがありません。今後、こういったメニューをつくってくれという形で国のほうに要望していきたいと思います。

それと村独で自も、やっぱり今後浚渫をしていかなければいけないかと思っておりますので、計画的に浚渫は考えていきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 補助事業がないにかかわらず、浚渫は村がもできますし、県にもお願いしてやるとか、新たに護岸でこういう災害が起こった以上は、我々沖縄から出ている国会議員もたくさんいますので、国に上げてもらって、そういう法改正とか災害の特別枠を設けてもらうとか、そういう働きも一緒になってやれたらなど非常に今回感じました。この間、平南川を見てびっくりしましたので、これは人的被害がなかっただけでも非常にラッキーだったんじゃないかなと、そのように感じております。

次に3について、新たな浄水場についてお聞きしたいと思います。本村の浄水施設は40年前の古い施設であることから、移転を含めた施設を検討すべきと考えるが、現時点では予算も非常に絡むでしょうし、それも含めて県や国、政治も通して何かそういう補助がないか、我々の活動も訴えていければなど、役場も一緒に含めて新たな検討を進められたらと思っております。またもう一つは、当初もし検討するのであれば、平南だけじゃなくて、昭和五十七、八年でしたか、田嘉里川の取水も含めて検討されているのを私は知っております。そういう意味でも新たに平南川、浄水場の整備も含めて新たに検討すると。そして田嘉里、津波、平南と両方から、平南を生かしながら新たに田嘉里川に浄水場を造ることによって、緊急時に両方対応できるだろうし、余った水は村へ、また企業へ売るとか、そういうことも可能じゃないかなと。その辺も含めて村長にもう一度この辺、この新たな移転、またはそういうのを含めて検討について、村長の意見を伺いたいんですが。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

水道水は村民が安心安全に暮らせるためにはぜひとも必要なことだし、万が一災害があつて今回のように住民に大きな負担が来ることは避けなければなりません。防災に強い浄水場が必要だろうと思いません。そういう意味で今回の被害は全く想定外の災害が起こりまして、本当に村民に御迷惑をおかけしたことを大変申し訳なく思っています。今後は今回のを教訓に、本当に災害に強い施設ということで、移転も検討しているということであつたんですが、仮に移転等をやつて全面的に改修をするのであれば、ざっくばらんに数百億円かかると、非常に大きな金額がかかるというふうなこと等もあります。そして

また、先ほどありました田嘉里川周辺についても向こうも同じような低地ということもあります。そして現在のところが水質が非常にいいところなので、その場所に移転すると水質問題がどうなるか等々いろいろありますので、そこら辺はまた予算の関係、場所の問題、低地とか高地とか。そして水質問題等、今後検討してまいりたいと思います。いずれにしてもいつ災害が起こるかわかりませんので、当面は今の浄水場の周辺を要塞化は図らないといけないだろうなど。ベニヤ板というのはちょっとした水ですぐまた倒れます。フェンスも倒れる可能性がありますので、要塞化をしてとりあえず浸入しないようにすることが喫緊の課題だろうというふうに思っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） それでは次の質問に移りたいと思います。

旧大宜味小学校跡地利用について、去る令和6年10月11日に議会が主催しました意見交換会があって、その中で先ほども説明しましたが、老人会、婦人会、社協からも旧大宜味小学校跡地をぜひ活用して、地域のコミュニケーション、スポーツやいろんなコミュニティーが取れるような施設にして、活気あふれる元気もりもりの大宜味村にしていきたいというような意見の内容がありました。そういう意味でまた再度質問したいと思います。

午前中に大山議員からもありましたが、私からも内容を少し、違う面もありますので一度お尋ねしたいと思います。社会福祉協議会は平成元年に発足後、平成14年に現在の大宜味村農村環境改善センターの一部を借用して20年が経過しております。事務所は大変狭い上、トイレも男女共用であり、休憩所もなく、ロッカールームもなくプライバシーの確保もない状況とのことであります。また社協の事務所は改善センター入り口裏にあることから、薄暗くて陰気な環境です、本当に。私はそう思います。村民誰もが福祉の相談や活用しやすい福祉拠点としての施設整備が強く望まれています。旧大宜味小学校の施設利用をすることで財政負担も少なく、環境にも恵まれていることから、新たな村の福祉拠点として最適な場所といえます。どうか村長が示している村民ふれあいプラザの整備を推し進めていただき、早期実現できるよう望みますが、村長に再度午前中もありましたが、村長からの、これをもう私見ました。ぜひ新年度とありますので、進められるのかその辺もう一度村長に伺いたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

社協の現在の事務所は、議員おっしゃるように非常に環境的に、場所的にいいところではないと、1人当たりのスペースも狭いということで、そういうこともありまして、3か月ほどぐらい前に社協のほうに村長室来てもらって、旧大宜味小学校への移転はどう考えているかということで話したら、ぜひ移転したいというふうなことがありました。それと併せて各種団体等も移転して、新たな福祉拠点整備が図れるのではないかとこのように思っています。また、今回子供の居場所づくりの場所としても、旧大宜味小学校を検討しているところがございますので、村民が利用しやすいような広場、交流の場所、そういうことができればいいのかと思っております。今後推進してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 過去においても議会から移転要望が数回出されたにもかかわらず20年、いまだにされていない現状でありますので、今回現村長がそれを取り上げてできたということで、その前に私はこの社協が20年そこを借りて、こんなつらい、苦しい思いをしているという内容を直接伺いまして、本当に私司会進行してこの議会、交換会したんですが、本当に涙が出るぐらい大変な状況だなど。その

ように本当に思いました。そういうことで20年の中において、議会でも何回も取り上げても一向に移転の話すらない。そういうところで、社協というものは大宜味村の中では福祉の中心であるべき、とても大宜味、国頭、東、3村の職場に私いましたので、大宜味は福祉の村でとてもいいねと、いつも、今でも言われるような状況の中でこういうのがあったということで大変ショックを受けております。ですから今回、初めてちゃんとした中で移転すると、役場も移動になってそれはいいタイミングではありますが、そういうことで事務所移転を早期に実現できるように切に願っております。

また、婦人会、老人会の活用拠点として現状の状態で使用可能な状況なのか、改造、改修等も考えられ、また光熱費や維持管理費なども伴うことから、予算計画等も必要と思います。先ほどトイレの改修等がありましたが、やはり各種団体がうまく利活用するには、多少の改造も必要になると思いますが、余計な改造はいらぬほど体育館はあり、集会場はあり、各教室があつて、とてもいい環境にありますので、この辺についてももう一度維持管理とか、その辺についても計画を含めて必要であると私は思いますが、その辺計画を立てて令和7年から移転可能なのか、その辺をもう一度確認したいですが。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 今、移転する際には大幅な改修とかそういうことは考えていません。いまある施設を有効活用ということで、最低限の費用で現実的に対応していこうということで、手直ししながら今あるものを有効に活用していこうということで、金はあまりかけないように、そういう方向で進めて、予算の裏付けはまだはっきりしていないんですが、そこら辺を含めて今検討して、ぜひ来年度から段階的に移転させて、旧大宜味小学校を有効活用、村民が集うプラザといいますか広場、交流の場にしていきたいというふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） この今の最後の村長の回答を聞きまして、現実を浴びたような回答になっておりますので、社協の皆さん、老人会、婦人会も大変期待していると思われまますので、ぜひとも実行されたいなとそのように思います。以上で、この社協の移転についてはこれで終わりたいと思います。

次に3番目、役場の防火管理者の届出及び消防計画に基づく自衛消防訓練について伺いたいと思います。まず、防火管理の届出はどうなっているかについてですが、庁舎ができてですね、旧庁舎の場合の話じゃないですよ。この現庁舎の話ですから、こっちは今3階建てになって、非常に建物も大きくなって、消防設備自体も皆さん御存知のようにたくさん入っております。私以前にも質問しましたが、たくさんの方が出入りもするし、便利でありながらこの役場の中で防火管理の届出というのは必要になりますが、その辺、防火管理業務、新たな計画、周知、講習等を含めてどうなっているか、1番についてお聞きしたいんですが。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

この防火管理者の件については、ちょうど11月に消防本部のほうから区長会に併せて説明がありました。国頭地区消防組合としてもこれまで消防本部が主催しての防火管理講習がなかったということで、年明けの2月に3村を対象に防火管理講習を実施するということを区長の方々にも周知したところですが、それを受けて我々としても役場から数名は受講するというところで今進めているところです。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番(大城邦彦) 分かりました。ぜひよろしく願います。

次に役場に設置されている消防設備の点検は多分点検業者に委託していると思いますので、点検をやって3年に一度は消防に届けていると思います。まだ3年になりませんが、この中で消防設備が現在入っているんですよ。じゃあ目の前でもし何かが燃えるようなことがあれば、まず消火器も必要だろうし、発報して全員に知らせて避難誘導もしないといけないし、消火栓を使って消火活動もしないといけない。これはそういう意味で自衛消防訓練を全く、防火管理講習も受けていなければ、この辺を私説明しても理解と回答はできないでしょうか。この辺ちょっとお伺いしたいんですが、理解と回答できますか。自衛消防訓練について。

○ 議長(大城佐一) 総務課長。

○ 総務課長(真喜志 亮) すみません、答えられる範囲で。やはり防火管理者を選任することと同時に、所轄の消防に対して消防計画を提出しなければならないというふうに伺っております。その消防計画に基づいてそういった自衛消防訓練なども行っていかなければいけないということで把握はしているところなので、その辺も含めて消防の指導もおおぎながら消防計画を作成して、今後やはりこの自衛消防訓練というのも行っていかなければならないなというふうに認識しているところです。

○ 議長(大城佐一) 3番 大城邦彦議員。

○ 3番(大城邦彦) AEDについてもそうですけれども、役場での自衛消防訓練を行うことで、私が一番期待していることもあるんですよ。それは何かというと、自衛消防訓練をするということは避難誘導で、実際に消火活動もするわけであって、知識も入りますよね。これは防火管理だけじゃなく、役場職員自体にも徹底した組織づくりをして、自主防災組織というのになるんですよ、自衛消防訓練というのは。そして地域で火災や災害が発生した場合に率先して初期消火や避難誘導、地域貢献に期待が持てると確信しているんですよ、とても。それをまた期待しております。そういう意味で心肺停止者に遭遇した場合に救命講習を受講していると、適切な救命措置を行うことにより救命率が上がることがとても期待されております。そういうことで地域の貢献にも、役場職員がとても役だってもらいたいという意味も含めて、率先して役場職員がそういうのをやっているということを示していただきたいと思えます。

以上のことから高齢化で若者が少ない地域が多くて、役場職員には大変期待を持っておりますので、役場の防火管理業務は大変重要であり今回も質問しました。そういう意味でAEDについては講習していないとありますが、最近は車の免許を取るときには教習所でも受講されております。しかし、自信はないと思います。私も現役のとき何千人——本当に何千人ですよ、もう数え切れないぐらい率先して講習の講師としてやってきました。消防長になる手前ぐらい前までは、それはですね、一分一秒を争うんですよ。例えば役場の職員の受付窓口若い40代でも、実際に我々地域でも心筋梗塞で亡くなった人もいますよ。そのときには、じゃあどうすれば助けられるかということ、心肺蘇生法とAEDしかないんですよ。AEDというのは心臓がけいれんした状態を電気ショックによって正常に戻すための機械ですから、この電気ショックをやりながら心肺蘇生法をやることによって人の命を助けられると。そういうことでせめて役場にきた外来者の方々には目の前で気分が悪くなった。もし心停止、意識がなくなった、呼吸がなくなった、救急車が来るまで間に合わないということで、ぜひとも講習も受けていただきたいと、そういう意味も含めて、今回またこの防火管理について質問をまとめました。次に防火管理の届けをちゃんと済ませて、訓練が済んだときにまた質問したいと思えます。本日はこれで終わりたい

と思います。

○ 議長（大城佐一） 以上で3番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午後 2時33分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時45分）

◇ 宮 城 良 治 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 一般質問の前に、11月の豪雨災害に際し職員の皆様には災害発生直後から迅速に対策本部の立ち上げ、昼夜を問わず被害状況の把握や応急対応に全力を尽くしていただきました。また、復旧作業に対応していただいた村内の事業者の皆様には、危険を伴う災害現場での命がけの作業は村民の生活体験に大きく寄与していただきました。御尽力いただいた全ての皆様に深く感謝申し上げるとともに、改めて敬意を表します。ありがとうございました。

それでは一般質問に入らせていただきます。

国立自然史博物館誘致について。

今年度、国立沖縄自然史博物館誘致に向けて大宜味村は、大宜味未来づくりプロジェクト委員会を立ち上げ、また議会としても誘致活動に向け国立科学博物館、上野本館と筑波地区の標本資料センター・筑波実験植物園の視察を行い、基礎的な調査・研究を行うことができました。これにより、国立自然史博物館誘致の可能性や課題について多くの知見を得ることができました。

次年度は、誘致活動の基盤を固める重要な年になると思っております。大宜味村の未来を切り拓くこの活動において、今後の村の方向性や課題解決に向けた取り組みについて伺います。

次に令和6年11月の豪雨災害について。

令和6年11月8日から10日にかけて大宜味村で発生した豪雨災害は、住宅や農地、公共インフラなどに甚大な被害をもたらしました。

この災害を受け、被災者支援や復旧・復興に向けた取り組み、防災対策の強化が急務となっていると思っておりますが、3点伺います。

1、被災状況と村の対応について。

2、公共インフラ、すみません、これは先ほど答弁を聞いたのでいいです。

3、災害救助法の適用有無による支援の違いについて。

次に地域おこし協力隊について。

現在、地域おこし協力隊が不在となっているが理由を伺います。よろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 国立自然史博物館の誘致については、県と一緒に取り組むのはもちろんですが、村民が一体となって取り組んでいかなければならないものだと考えております。そのため、村民が自然

史博物館に対する理解を深められるよう、自然史博物館に関する講座を開くなど機運を高めていきたいと考えています。

次、被災状況についてですが、津波浄水場や村道、農道等、個人の家屋の床上・床下浸水、河川の氾濫による車両の水没などの被害がありました。村としては、軽微な災害箇所については、土砂除去や修繕等の対応を行っていました。また、床上浸水した住家5件のうち4件については、被害認定調査を行ったところ です。

次、③の支援の違いについてですが、災害救助法が適用となった場合においては、災害救助法第4条で定めている、避難所等の運営や応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、炊き出しその他食品の給与、飲料水の供給等の人的・物的経費が国庫負担の対象となります。

次、地域おこし協力隊が不在となっていることの理由につきましては、地域おこし協力隊を募集する際は、生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎地域等に移し、住民票を異動させた者であることが要件となっております。また、委嘱期間についても、おおむね1年から3年間という期間の縛りがあります。

現在、村では集落支援員を配置しておりますが、その要件では、地域の実情に詳しい身近な人材を活用することが望ましい。ただし、地域の実情に応じ、当該市町村外の人材を登用することも差し支えないとされており、委嘱の期間についても、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えないとあります。

本村の実情として、県外から募集した場合、住居の確保が厳しい状況がありましたので、総務省が発する過疎地域等における集落対策推進に向けた制度から、本村に適している集落支援員の配置において、過疎集落対策への対応を行っている状況であります。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは国立自然史博物館誘致についてです。

国立自然史博物館の誘致活動について、今年度は本当に大きな一歩を踏み出したなと思っております。我々も視察に行ったんですけれども、ここまで自治体が積極的にやっているところというのは、今大宜味が一步抜けているのかなと思いました。今後ですけれども、村としてこの誘致活動を主体的に取り組んで、最終的に国や県への提言書の提出まで、それを視野に入れているのかお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

私ども、10月に九州国立博物館のほうへ視察研修ということで行かせていただきました。その中でもやはり県と市町村のほうがかかなり動かないと誘致というのは難しいというところが聞いて分かりました。特に市町村の機運醸成というのはもちろん必要なことなんですけれども、県のほうにかかなり動いていただかないと誘致というのはなかなか難しいよというお話も聞いております。ですので、私どもとしても大宜味村に誘致をということで、場所のほうはもちろん確保していくところではあります。どういった内容の建物、例えば今回自然史博物館の準備委員会のほうからは研究棟だとか標本棟、また展示棟等、いろいろな建物の整備を検討されているようなんですけれども、その中でどの建物を誘致していくのかということも含めてですね、大宜味村としての考えもある程度まとめた上で、今後もちろん県とか国のほうに要請等を行っていく必要があるのではないかと考えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番(宮城良治) ありがとうございます。先ほどもありましたけれども、県を次に動かさないといけないと思います。大宜味村が主体的に誘致活動を推進し、地域の魅力を最大限に生かした提言書を作成することで、国とか県からの理解と支援を引き出すことが期待されると思っています。誘致計画全体を通して、村内外の協力体制を強化することがとても重要になってくるのかなと思います。また、提言書の提出と併せて国や県の担当者、国会議員、県議会議員、関連機関に対してプレゼンを行い、国立自然史博物館の魅力と必要性の訴えなどのこういう活動も今後必要になってくるのかなと思いますが、それについてはどう思いますか。

○ 議長(大城佐一) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(佐久川紀亮) お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、国とか県にそういうPRというんですか、プレゼンテーションも含めた取組というのは必要だと思いますが、まずは沖縄県のほうに積極的に動いてもらえるよう、村のほうからも声かけしていく必要があると思いますので、そこをですね、まずは先に動いていけたらと思っております。

○ 議長(大城佐一) 2番 宮城良治議員。

○ 2番(宮城良治) ありがとうございます。国立自然史博物館は、標本資料センターとか実験植物園とかがあって、多くのエネルギーを消費する施設を伴う可能性が高いため、運営における環境負荷を最小限に抑える取組が必要だと思います。2020年10月に政府が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。中期目標としては2030年度にCO₂排出量を2013年度比46%減、長期目標として2050年度までにCO₂排出量をゼロと掲げています。そのため誘致に向けた活動において脱炭素施策を明確に位置づけることが今後不可欠なのかなと思っています。国に求める地方公共団体実行計画区域施策編の策定状況や、脱炭素化への取組について、今の宜味村の進捗を伺います。

○ 議長(大城佐一) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(佐久川紀亮) お答えいたします。

地球温暖化実行計画のお話かなと思いますが、私ども大宜味村といたしましては、この実行計画の中には事務事業編というものと、区域施策編という2つのものがあるんですけれども、大宜味村といたしましてはこれまで事務事業編については策定を行っている経緯があります。ただ、計画期間のほうは切れてしまっていますので、それについては今後また策定するのかというのは考えていく必要があるかと思っております。また、区域施策編については、国のほうからは都道府県、または指定都市等については義務づけされておりますけれども、市町村については区域施策編に関しては努力義務になっておりまして、必ずつくらないといけないというものではない状況があります。県内においても、今策定しているものが、市町村の市が7つほど策定はされておりますが、村として策定しているのは1村ぐらいだったかと思っております。

○ 議長(大城佐一) 2番 宮城良治議員。

○ 2番(宮城良治) 今県内で9か所でしたか、7か所が市で、あと2か所、大東とかあの辺も多分やっていたと思うんですけど、今この誘致に取り組んでいる以上、地域公共団体の実行計画、地域施策編を見据えているという状況は、国立自然史博物館の誘致活動に影響を及ぼす可能性があるのかなと思っています。国立自然史博物館は学術研究や教育機関としての役割だけではなくて、地域の環境問題

に配慮した運営を行うことが期待されているため、計画が未策定であることにより国立自然史博物館運営に必要なエネルギー供給や環境負荷、提言に関する村のビジョンが不透明なため、施設設置の実効性に疑問を抱かれる可能性があります。国や県は施設設置を決定する際、環境に優しい設計や地域社会全体での持続可能な運営が重視、重要視されるため、計画未策定は評価を下げるリスクがあります。また国立自然史博物館の誘致活動を進めるに当たり、大宜味村が活用する可能性がある、この誘致に関してですね、環境関係補助金は再生可能エネルギー関連補助金、脱炭素社会実現関連補助金、建設設備の環境配慮型補助金、地域資源活用型補助金等が考えられます。これらは国立自然史博物館の誘致や地域全体の脱炭素化に関連するプロジェクトで、重要な財源になると思っております。しかし、今後地方公共団体実行計画区域施策編の策定が申請要件に含まれる可能性があり、この計画は地域における脱炭素化施策を総合的に示すものであり、計画が未策定の場合、補助金の申請資格を満たさないケースが発生する可能性があります。また地域全体としての取組の一貫性に疑問が生じ、審査で不利になる可能性もあるようですので、迅速に計画策定を進めていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

今いろいろ補助事業の紹介をいただいたんですが、私どものほうでこの事業の補助金の詳細が把握できていないところもありますので、まず内容のほうを把握して必要性があるかというところを踏まえて、また今後検討させていただきたいと思えます。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 最後に国立自然史博物館の誘致活動を成功させるために、必要な公共団体実行計画の策定や脱炭素化の取組を通して、村が持続可能な地域づくりを推進していくための村長の決意を伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 国立自然史博物館の誘致の件ですが、博物館というと、一般の住民が思っている博物館と今回の国立自然史博物館は大分違うと思えます。一般の方々は国立自然史博物館の内容、どのような内容の博物館なのかよく知らないと思えますし、村職員もあまり知らない方も多くいると思えます。ですから村民がどのような博物館なのか、どのような機関、どのような研究をするのかについてよく勉強して知る必要があると思えますので、村民が国立自然史博物館の中身を理解して、村民が心一つにしてはじめて計画や提言ができると思えますので、まずは国立自然史博物館というのはどういうものなのか、どのような施設なのか、そしてまた博物館のまた本館というんですが、本館に付随する関連施設等もいろいろありますので、大宜味村にとっては本館がもし駄目であれば、関連する施設等も可能だと思えますので、国立自然史博物館の全体像を把握して、村民がよく理解して納得した上で提言する実効性は打ち出せると思えますので、まずは啓発活動というんですか、国立自然史博物館についての勉強会、講座等を持ってよく理解することがまず第一だと思えます。これからまた提言、行動計画、持続可能な社会づくり等についてまた計画を立てていくべきだというふうに考えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。今村長からの答弁を聞いて思ったんですけれども、村民に分かってもらうために我々は視察へ行っただけなんですけれども、村民はどのような施設が必要なのかとか、どのような施設があるのか分からないので、もし可能であれば、ビクターセンターでVRか、あと

ドームがあるので、それを活用してこういう誘致——誘致というかPRすることも可能、お金によると思いますけれども、面白いのかなと思って、今ちょっと答弁聞いて思いました。次に移ります。

令和6年11月の豪雨災害についてですけれども、被災状況の確認はどのように行ったのか伺います。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、被災状況の確認に関しては、総務課の担当のほうから、まず各区長へ状況確認を行っております。そしてまた、実際本人からの連絡もあつたりとかそういう場合もあります。また、消防等から情報もございます。大雨がある程度落ち着いてきたときに、土木であつたり農林関係の担当がパトロールに出向いて、道路のインフラ状況の被災状況なども確認を行っているところです。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 午前中の答弁の中で、避難の呼びかけを夜中、9日、朝方、1時なんか呼びかけをしたという話でしたけれども、その呼びかけた後の対応というのはどういったことがありましたか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） 呼びかけた後は避難所の設置として、役場を避難所に位置づけて、我々総務課としては情報の収集であつたり、避難者がもし来たときに対応するために待機をしていたところです。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） この避難を呼びかけた地域ですけれども、そこで土砂災害とか川の氾濫などによって孤立した住民とかそういう情報はありましたか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） 孤立した情報については、消防のほうに救助要請があつたということで、消防のほうから総務課のほうに連絡がありました。そこがいわゆる平南川周辺地域に住まわれている方々、消防のほうも救助に向かったんですけれども、実際土砂災害が起きて村道が通れないというところで救助に迎えられないという状況にあつたということで聞いております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それではこの消防が救助に行けなかった状況の中で、消防、警察、自衛隊とかの連携ですね、孤立した住民の救助はどのようにこの中で話し合われたのか、もし連携しているのであればお願いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

基本的に消防との連絡やり取りをしていて、自衛隊とか警察とのやり取りまでは恐らく行かなかつたのかなと思いますけれども、やはり先ほど言ったように消防も道が通れずに、また河川の水位が上がっているという状況の中で二次被害が起こる、その辺で消防もなかなか救助に行けないという状況でありました。実際、今回に限っては川の水位が下がって、その際に自力で避難したという、結果的にそういう形になっております。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

私も当日2時半ぐらいに平南川へ行きました。役場に既に担当課長、係長がいましたので、平南川が

大変なことになっているということで、私も役場にいたかったんですが、すぐ平南川に行きました。消防のレスキューの車も中には入れず、シークワサーパークのほうで点滅灯を照らしながら、手も足も出ない、ずっと待っていて、向こうが収まるのを待っている状態でして、とても救助とかに迎えるようなそういう状況ではなかったの、雨が落ち着いて、そのパトロールからの救助、復旧というふうなことになっておりました。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それではこの9日の朝方になって、この平南の状況、土砂崩れも多くて、浄水場の浸水したところもなかなか行けない。その土砂の撤去とかはどのように行ったのか聞かせてください。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 津波浄水場のほう、自分たちのほうがシステム上の確認の中でどうしても現地に行かなければいけないということになりました。4時に役場に集合して、水道の担当3名を含めて向こう側のほうに行ったんですけども、ほとんどのところに土砂崩れがありまして、迂回路もずっと探したんですけども、なかったんですよ。それで前田建機のところから車を降りて、歩いて浄水場に向かいました。そのときに、浄水場に入ったときに7時ぐらいに、土砂災害がある程度多いということで、村内の業者に連絡して、土砂の撤去をお願いしますということで、平南線の土砂撤去のほうを業者のほうで7時以降に入ったという形になります。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それではこの災害発生時、9日、10日、この日、県からの情報収集とか県とのやり取り、その辺はどうなっていたのかお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） まず、警報が出た時点で県の防災危機管理課のほうから連絡が来ることになっております。その後もいろいろ県の防災危機管理課とやり取りをして、災害の状況だとかその辺を電話でやり取りをしているところです。また県の防災システムというのがございますので、そこにも防災担当のほうで被害状況などを入力することによって、県の危機管理課ではなくてほかの部署でも見られるように。あと村民も見られるような形になっております。防災で～びるというホームページもありますので、その辺からでも確認ができるようになっております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） すみません、1個聞き忘れたんですけども、建設環境課長、朝4時から土砂の撤去とか浄水場へ行くためにいろいろ職員が動いたということでしたけれども、あの豪雨の中、作業をやっているときに、やっぱり命に関わるかもしれないじゃないですか。そういうことを感じなかったのか聞かせてください。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 業者に依頼したのが午前7時、それ以降に作業をやっているんですけども、多分雨はそんなに降っていなかったと思います。河川のほうの氾濫も収まっているような状態だったと私は認識しております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは災害救助法適用の条件とかプロセスについて、県との連絡はどのよう

に行ったのか、いつ行ったのか聞かせてください。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

災害救助法の適用条件とかその辺のプロセスについては、県とのやり取りは特にはないです。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） その県の担当課からの連絡とかは一切なかったですか。今危機管理課とは連絡をしていて、災害救助法を適用する担当課とはまた連絡はしていないのか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

災害救助法の適用を担当する課からは、私どもに連絡はなかったというふうに覚えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは質問を変えます。

災害救助法の適用の有無による支援の違いについてですけれども、災害救助法が適用される場合とされない場合、救助の迅速性や規模にどのような違いがあったのか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） 災害救助法が適用された場合に、先ほど言った災害救助法第4条に基づく救助の種類というのがあります。その辺で言えば人的支援であったり、物的支援というのが主立ったもの。もっとほかにもあると思うんですけども、やはりそういった人的な支援、物的な支援が行われることによって災害に対する対応というか、その辺がそれだけ人的な支援があれば早急に対応ができるでしょうし、またその辺で物的な支援が早急に行われればいち早く被災した村民に対しての対策というのも考えられるのかなと思っております。そういう意味では、その辺で迅速性が出てくるのかなというふうには考えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。私もそう思います。救助法が適用された場合、先ほど孤立した住民がいて、消防も救助に行けない状況だったというのがあるんですけども、適用されていればヘリなどを使って救助もできた可能性もあると思います。今回、人的被害には至らなかったんですけども、本当にただ運がよかっただけだと思います。先ほどの浄水場の件もですけども、それも雨はやんでいたとしても、またいつ土砂崩れが起きる可能性がある場所を、地域の業者の皆さんが本当に命がけで道を切り開いてくれたと思っています。その辺に関しても県、国の力を借りてそういう対応ができていれば、ここまで負担をかけずに村民、役場職員とか業者の皆さんに負担をかけることはなかったのかなと思います。

次に生活物資の提供、また食事、医療サービスとか、これも県、国の負担で行われていたと思うんですけども、今回は大宜味村に今、備蓄倉庫があるじゃないですか、その備蓄倉庫の防災グッズとかの活用方法はどうなっていますか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） 今回、備蓄倉庫のもので使ったのは、たしか特になかったのかなと思います。実はその被害を受けた後から、各方面から物資の寄附もございました。特に水が多かったんですけども、そういった物資寄附のおかげで、水も村民に対して配付したりとかその辺で活用できました

ので、村の非常物資の活用はございませんでした。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 今回の災害における大宜味村の財政負担はどのくらいでしたか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

一概に言えないんですけれども、やはり今回提案させている、承認で出させている専決処分で上げた災害救助に係る補正予算であったり、今後出てくるであろう工事関係、その辺はかなりの額になるのかなと思います。その辺で言えば、数億円と言ったらいいんですかね、この辺程度の財政負担が出るのかなと。すみません、そこはちょっと一概に言えない部分がありますので、答えられない部分ではあるんですけれども、かなりの額、財政負担にはなってくるのかなというのは想定されます。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 今回の災害において、沖縄県による災害救助法の適用の判断が遅れたことは大きな問題と受け止めざるを得ないと思っております。その遅れが適切かつ迅速な支援を必要としていた被災者に対する救助活動を困難にし、場合によっては人的災害の発生のおそれにもつながりかねない極めて危険な状態だったと思います。災害発生時には迅速な判断と行動が被災者の命を守る鍵となります。特に本村では職員や事業者が昼夜間わず献身的に対応していた中、県による支援の遅れが現場にさらなる負担を強いる形になった点は看過できません。大宜味村議会としても、今議会で沖縄県において災害対応の遅れが再び生じることがないように、迅速かつ適切な対応を講じることを強く求める意見書を提出する予定であります。11月13日、沖縄県知事が来村していました。11日にも副知事のほうに来村していましたが、この13日になって、県知事が本当に何しに来たのかなと私ちょっと思ってしまったけれども、この13日の県知事来村時の対応は副村長が対応していました。これはですね、村長、知事に対して抗議の意味で村長は対応しなかったのだと認識しておりますが、今回の県の対応の遅れについて、村長の評価を伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 知事に抗議して対応しなかったのではなくて、14日に西会津町の70周年記念式典に参加するために私は対応できなくて、副村長が代理で対応しております。今回の災害救助法の適用ができなかったということが報道されておりますが、どのような状況であったのか、詳細は分かりませんが、いずれにしても災害救助法が適用できずに、村民が不利益を被ることは遺憾なことだと思いますし、災害に遭われた方が等しく災害救助法が適用できるような仕組みづくりができればと、そういうふうに実感いたしました。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございました。次の質問に行きます。

これまで大宜味村で運営されていた地域おこし協力隊の活動内容や成果について、村としてどう評価しているのかお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

これまで地域おこし協力隊、大宜味村のほうでも1名の実績はございますが、かなり前ですね、平成二十七、八年頃だったのかなとは思いますが、1人実績としては当時ありましたけれども、や

はり3大都市圏から募集して、大宜味村に住所を移してもらうということで、地域おこし協力隊の募集を行う際は、やはり市町村のほうで住まいというのはある程度確保しないといけないところがございます。なかなか継続的な運用ができていない状況にあります。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。午前中、美和子議員の一般質問で地域おこし協力隊についてちょっと触れられていたんですけども、農業関係者の人手不足とか、民間企業もですけども、その中で民間企業、農業関係者との連携とか、協力隊の運営委託とかの可能性についてどう思いますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） 前提として、まず地域おこし協力隊というのは、企画観光課だけの業務とかというのではなくて、各課が必要であれば募集してやるものではあるんですけども、実際実績として採用したのが企画観光課というところで、私が知る範囲で説明できればと思います。

地域おこし協力隊の活動の例といたしましては、先ほどありました農林水産業従事というところも総務省が出している事業の活動例としてはございます。またそのほかにも環境保全活動、またスポーツ文化に関する活動とか、幅広い分野で地域おこし協力隊については活用ができる制度となっている状況です。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。地域おこし協力隊は、やっぱり自治体が主体となって運営する制度であります。隊員の雇用契約や運営は基本的に自治体が担っています。そのため民間企業や団体が協力隊を直接雇用したり、制度外で独自に運営することは多分できないと思います。しかし、自治体との連携を通して実質的に民間主導でプロジェクトを進める可能性が考えられます。民間企業や農業分野の課題解決に向けて、協力隊のこの制度を効果的に活用する方法があるのであれば、ぜひ今後検討していただきたいなと思います。以上です。ありがとうございました。

○ 議長（大城佐一） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

◇ 前田 孝 議員

○ 議長（大城佐一） 次に6番 前田 孝議員の一般質問を許可します。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） まず質問に入る前に、去った豪雨によって津波浄水場が浸水して、その早期復旧に昼夜を問わず不眠不休で対処された職員の皆さんに、まずは御苦労さまでしたと申し上げておきたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

豪雨による被害への対応と今後の対策について質問をいたします。

去った11月9日から10日にかけて線状降水帯が発生し、大雨により浄水場への浸水や道路の崩落など甚大な災害が発生し、その復旧は喫緊の課題であります。県の管理下である平南川と田嘉里川の事前防災のためにも定期的な浚渫を要求すべきと思いますが見解をお伺いします。また、村内の普通河川についても同様に定期的な浚渫の必要性を痛感いたしますがどうお考えですか。

去った11月17日のタイムスの報道によりますと、村長は浄水場の移転も検討していると発言されておりますが、どう対応なさるのかお聞かせください。

また、道路災害と河川災害の早期災害復旧についてどのように取り組んでいかれるのか、その対策についても伺いたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 県の管理下である2級河川の定期的な浚渫の要望について、要望してまいります。また、平南川については、2級河川に変更してもらうように沖縄県に要望していきたいと考えております。

普通河川の定期的な浚渫の必要性については、普通河川は、法定外河川ではありますが、浚渫の必要性を痛感しており、限られた予算の中で、村全体の問題として状況確認しながら災害想定に応じて優先順位を決定しながら計画的に浚渫を実施していきたいと考えております。

浄水場の移転の検討などの対応については、大城邦彦議員への答弁と重複しますが、災害に強い浄水場だけを考えるとすれば、すぐに移転を検討できますが、令和6年度から公営企業を適用し、尚一層独立採算が求められております。移転について経済面や水質など様々な課題が想定され、水道事業の運営が困難となり、同等のサービスが提供できなくなる恐れがあるため、慎重に検討していきたいと考えております。また、現在、簡易的に道路側にベニヤ板を設置して浸水対策をしておりますが、今後、災害に強い対策を検討してまいります。

今後の災害復旧については、補助事業等を活用し、道路や河川の復旧作業を行ってまいります。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） まずは、県の管理下である河川の浚渫についてです。

今の答弁では要望していきたいということになっているんですが、これは要望では生ぬるいですよ。なぜ生ぬるいかと申しますと、国頭村比地川も3回も要望したけどもああいう災害が発生しているわけです。だから私が質問するには、要求すべきでないかという。県は自己管理ができていないんですよ、それを県は実施しなさいと。要求ですよ、皆さん、やるなら、要望じゃなくて。そこは強く出てもらいたいと思うんですね。要望と要求は全然違いますよ、言葉の使い方。まずは要求していく、要望じゃなくて要求していく考えがあるかどうか、その点伺います。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） お答えします。

要望ではなく要求という形で、県のほうには要求していきたいと思えます。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） 前田 孝議員の質問にある県の管理下である平南川と田嘉里川とございますが、平南川は普通河川で、大宜味村がやるべき普通河川でありますので、この答弁書にもあるように、平南川については2級河川に上げていただくように。上げていただいて、県のほうで管理までやっていただきたいというところであります。

今、担当課長が言ったように、やはり強い意志で要望ではなく要求を今後ともやっていくような感じでいきたいと思えます。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 要望と要求どのぐらい違うかというのは、当然要求のほうが強いと思うんですよ。望むんじゃなくて求めるわけですから。ひとつその辺で検討していただきたいと思えます。

次に村内の普通河川についても、やっぱり定期的な浚渫は痛感するんですよ。なぜかと申し上げますと、去る10月中旬から下旬まで、謝名城を通っている大川川、浚渫してもらったんですよ。そのおかげで今回の豪雨による氾濫とかそういう被害が大したことなく済んだということです。いかに浚渫が大事であるかということもう目の前ではっきり答えが出たんです。村内にも普通河川がたくさんありますよね。先ほど大城議員からも根路銘川の浚渫について、その被害が少なかったということで感謝されているというお話がございましたが、大川川沿線の皆さんも感謝はしております。それも伝えておきます。

そこでやっぱり村の責任でやるべき河川について、定期的実施しなければ駄目だと見ているんです。台風の度合いに、これまでの台風の場合には超えていたんですよ、浚渫していなかったときには。ですから予算の問題も、それは財政的な問題も出てくるでしょう。しかし、緊急性を帯びているところから年次的に普通河川の浚渫について年次計画を立てて単年単年でやっていくような財政計画もそれでやっていくように、計画は立てられないものでしょうか。年次的計画は。それは絶対必要だと思うんですよ。そうすると自然と予算とマッチして、毎年度予算計上して、危険度の高いところからローテーションでやっていくと被害が少ないです。それこそが事前防災につながるということです。その点についてどうお考えですか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 今までですね、緊急浚渫推進事業債というのがあります。それを活用させてもらいました。今年度で終わるという形なので、この部分をまず国に要望していきたいというのと、単費でもこれから計画的に浚渫はしていきたいと考えております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 建設環境課長、大変いい答弁ですよ。単費でも考えないといかんですよ、それは。これ結局は村民の生命、財産を守る村の役割ですから、ひとつ来年度、新年度予算から3月の予算から反映されていくように期待しておりますので、ひとつ頑張ってください。村長その辺、今お聞きしたとおりですから、予算編成もよろしくお願いします。

それでその浚渫関係と関連しますけれども、村道、そして農道の排水溝の土砂で止まっている場合もあるんですね。それもやっぱり定期的に土砂の除去しないとあふれて、道路からやったり、勾配の強いところはまた崖崩れとかにつながっていくんですよ。今村道、農道などは草刈りはしておるんですが、実際、草刈りしている場合に排水溝に蓋をしていない農道などは草刈りの作業の方々が掃除しているんですよ。しかし村道辺りではコンクリートに蓋がされていますから、なかなか地域でやろうと思っても、これは重機持ってこないといけませんからね、難しいところがあるんですよ。十数年前に私ら地域が1回やったんですが、重機も提供してもらって、グレーチングならば開けやすいんですが、そういう点もありますので、村道、農道の排水溝の土砂除去についても十分検討していかなければならないと思えますよ。それからあふれてもう既に道路からして、下のほうの農地に影響が出ている箇所も数点見受けられるんですよ。村道、農道についての危険土砂の除去についてどう考えなのか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

うちは林道、農道を管理していますけれども、孝議員がおっしゃるように排水溝の土砂が詰まった要因で水がはけないわけですよ。やはりうちはメインは今草刈り作業をしておりますけれども、排水に詰まっている土砂の撤去も今後はやっていきたいなと思っております。まず、詰まった状態で放置する

と、やはり災害の危険を伴う原因になりますので、定期的な詰まり具合の農道の状況を確認しながら、場合によっては建設業者にも依頼して撤去する予算も財政課と相談してやっていきたいと思っています。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 河川の浚渫と関連してもう1点お聞きしておきます。

河口閉塞の件です。ガジナガーの河口閉塞除去については県のほうにも二十数年来からの問題点なんですけど、全然解決に至らない。県と市町村4団体との会合が毎年4月にあるんですけど、そのときにも判で押したように検討しています、検討しておりますだけの回答しかないんですよ。私も事務局長時代からそれを見ているんです。それと大川川から、喜如嘉のほうの河口閉塞、村内たくさんありますよ、川もたくさんありますが、例を申し上げますと、喜如嘉のところの河口閉塞の場合の件について申し上げます。前台風時において河口閉塞して水位が上がったんですよ。それで隣に建設業者がいるから重機をお願いして除去しようとしたら、県のほうから待たがかかったという事実はあるんですよ、これも五、六年前だと思います。県が自ら来てやりますと、今まで時間がかかって大変でしょう。だからそういう河口閉塞の対策について、県と村が協定を結べないかと思うんです。村が代替わりに危険性がある場合にすぐ除去していいと。県のほうは海岸保全の問題からいろいろあるからストップしたかもしれないんですが、河口閉塞してしまうともう喜如嘉1班、8班の川も水浸しになるんですよ、道路冠水まで来るとですよ。その辺迅速に対応できるように県土木課あたりと土木部と村と何とか協定結べるような工夫を見いだしていただきたいと思うんですが、その点については村長お考えをお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

河口閉塞いろいろな要因があると思いますが、地域の人が除去しようとしたところ待たをかけたというふうなこともあるようで、緊急に対応していかなければならない。そうすると県の対応は遅くなるということで、やっぱり緊急に村が対応して災害の未然防止とかにつながると思いますので、できましたら県とこのような何らか協定を締結して、迅速に対応できるような仕組みといいますか、制度、こういうのができないか検討させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） これも村長、一日でも早く協定を結んでやっておかないと、もう大雨——大雨も台風時と限らないですから、事前防災のためにも早めに協定を結んで、村がすぐ対応できるようなことを考えて、ぜひお願いしたいなと思いますので、それが実現することを期待しております。

それで最後になりますけれども、浄水場の移転も考えているということでしたけれども、先ほども大城議員からもありましたように田嘉里川の話も出ていたわけですが、何で最近はやりの二刀流でできないもののでしょうか。これは恐らくその許可が国あたりからどういうふうに査定されるか、大変厳しいハードルも越えないとできないだろうとは見てはいるんですよ。しかし、浄水場がそれだけの年数を経過しておりますので、あとどのくらい耐用年数あると皆さん、これは耐力度調査などされたことありますか。その辺の見通しいかがですか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 議員の御質問にお答えします。

浄水場の部分に関しては、多分法定耐用年数とか詳しい内容は分からないんですけども、機械類とかそういったものは更新させてもらっております。あと今、沖縄県のほうで計画されているものがあり

まして、沖縄県水道広域化推進プラン、こちらのほうが水道用水の供給の拡大ということで、村のほうも企業局から供給を受けるような話になっております。まだこの具体的な話はされていないんですけども、今後もしかしたら供給先が企業局イコール津波浄水場のほうが県管理の中で運営される可能性も出てきます。そういった部分もあるので、今浄水場の移転を考えるよりは、浄水場の強化を考えたほうがいいのかと考えております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 浄水場の能力維持のためには方法はいろいろあると思うんですが、またひとつ皆さん頑張ってくださいと思います。

それで道路災害と河川災害の早期災害復旧については、村長の答弁では補助事業を活用してやっていきたいということでありまして、その前に土砂崩れ等土砂の除去をして農道、道路が通れるように早急に対策をやっていただいております。それは感謝します。ほかインフラで道路の改修などもまだまだたくさんありますので、ひとつ地域住民の利便性を考えますと、一日も早い復旧に取り組んでいかなければならないと思います。そして河川の護岸の決壊、土砂堆積、流れも変わってきているんですよ。河川の土砂を撤去しておかないと台風時とか大雨になったときには、恐らく農地側の通路が全部やられてしまうという危険性の場所も数箇所ありますので、その辺も現場を踏査して対応していただくように検討していただけるようお願いしますが、それを調査していただけますか、それをお聞きして私の質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 災害関係の部分ですね、今後調査をしながら、人命に関わることをまず優先に考えてやっていきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） うちが農道、林道ですけども、既に農道2件と、災害査定に向けて準備しているところなんですけれども、土砂片付けとかそういったところは、まずグスク農道とかやっただんですけどもね、一番大事なのは土砂片付けに関しては、やはり二次災害、要するに上のほうに、例えば法面ですと塊の上のほうに亀裂とかがないのかが一番大事なんです。私もグスク農道をやったときに全部周辺も確認して、安全性は大丈夫という確認の下で業者にさせました。やっぱり一番大事なのは崩れた状況がどういう状況で崩れているのか把握するが一番大事です。例えば土質でいうと、専門用語になりますけれども、流れ盤というのがあるんですけどもね、こういうのが一番危険なんですよ、滑りますので。逆の流れ盤はいいんですけども、こういったのを把握して業者とこれは流れ盤だから気をつけなさいといけないよと注意喚起しながら、土砂片付けするにはやっぱり危険も伴いますので、安全第一を考慮して施工しないといけないものですから、十分周りの状況を確認して片付けるのが重要だと思っておりますので、そのあたりも、今後こういった土砂災害とか片付けをする際には現場を十分に確認した上で施工していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 以上で6番 前田 孝議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 私も一般質問を行いたいと思っておりますので、進行を副議長と交代します。しばらく休憩します。

（午後 3時49分）

○ 副議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時50分）

○ 副議長（平良嗣男） 議長に代わり、大城佐一議員の一般質問終了まで議長の職務を行います。

一般質問に入る前に、私のほうから注意とお願いを一言申し添えたいと思います。

議員という公務に身を置く我々議員の心得の基本が憲法第19条で思想及び良心の自由が規定されておりますが、一方で地方自治法132条では、議員は本会議において発言や態度に十分注意をし、議会の品位を保持しなければならないとも規定されています。

また、不穏当と認められる発言があった場合は、法第129条の規定によって、議長の秩序保持権において発言を取り消されることができ、場合によっては後日議事録を精査の上対処することができるとなっております。

以上、申し添えたいと思います。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 副議長（平良嗣男） それでは10番 大城佐一議員の一般質問を許可します。10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） では一般質問に入る前に、去る11月の豪雨に対しては、先ほど来からありますが、大変災害におきましてですね、大宜味村で断水ということがなかなかなかったものですから、その復旧のために徹夜で頑張ってくださいました職員の皆さん、大変御苦労さんでありました。心より感謝申し上げて一般質問に入りたいと思います。

高齢者等の配食サービスとみまもりについて。

平成17年6月に食育基本法が制定されたが、大宜味村では日常生活に支障のある在宅の要援護老人などに対し、配食サービスをとおして食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否の確認などを行い、もって在宅福祉の増進を目的に平成10年3月31日訓令第6号で大宜味村高齢者等配食サービス事業実施要綱を制定し、また、平成2年3月に作成された「がんじゅうおおぎみ」に食育推進計画が記載されていて、今後の取り組みについて期待するところです。配食サービスのこれまでの実績や現在の状況についてお伺いします。

また、高齢者等のみまもり支援事業について、おきでんシープラスと協力し取り組むとありますが、令和7年2月末までは沖縄県離島・過疎地域づくりDX促進事業の対象で無料とありますが、3月以降について村としてはどのような考えがあるのかお伺いします。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

配食サービスのこれまでの実績、現在の状況につきましては、令和6年3月に要綱を改正し、4月から事業を再開しておりますので、令和6年度の実績となりますが、11月までの実績として、利用登録者数が12人、配食が累計で186食分を、月曜日から金曜日の間で週4日を限度に昼食1食分の配食を行っております。

次に事業期間終了後の継続についてどうするかという事かと思いますが、現在、おきでんシープラス

シーと行っている「みまもり支援事業」を継続する際の導入費用や導入にかかる費用の財源の確保等、また現在、事業に参加している1市4村の動向等も確認しながら、出来るだけ事業が継続できるよう検討していきたいと考えております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 配食サービスについてですね、私もちょっとこれびっくりしたんですが、令和6年3月に要綱を改正してあるんですが、これ私が持っている、これ12月の初めにコピーしたんですが、例規集から。平成10年3月31日、訓令第6号そのままなんです。これは告示はされているのか。その辺をちょっとお聞きしたい。

○ 副議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

先ほどありましたこの配食サービスの要綱につきましては、正式な手続を取って告示まで終わっているものと考えております。

○ 副議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

各担当課で例規の改正が行われたときにですね、例規審議会を通して、その後総務課のほうに例規システムの更新依頼が来ます。その辺でですね、やはり年2回ほど更新があるので、そこでまだ更新がされていないのかなと思っております。そこはちょっと確認を取ってみないと分からないんですけども、恐らくまだこの例規のシステムの更新がされていないのかなと考えております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 実は今の質問についても私の考え外であります。実はこの要綱に関しては一応質問するつもりでありました。平成10年に制定されてから、今まで一度も改正されていないわけですね。これ東村はですね、平成16年に制定して、26年、29年、30年と3回もこれは改正されているわけですね。国頭村においても30年に配食サービスを制定して、令和3年に一応は改正しているわけです。そこを大宜味村はなぜ平成10年に制定しながら今まで改正しなかったのかという当初の予定の質問はそこでしたけど、急にこっちに令和6年3月に要綱改正したということが答弁書にあるものだから、そこはちゃんとした告示をしたのかと最初に切り出したわけですね。なぜそこを言ったかというと、以前に人材育成基金のものに関しても、こういったことが大変問題があったんで、こういうことはきちんとですね、告示をして、ちゃんとした後で執行をしないとイケないというふうに思っておりますので、そこは一応これを考えてですね、もし告示してきちんと決まった場合には早めに議員にもこういった改正した要綱をすぐに例規集の差し替え等をやってもらうようひとつお願いして、これの質問をしていきたいと思えます。

今、配食サービスということで利用者が11月までの実績で利用登録者が12人、配食が合計で186食分とあるんですが、これは月曜日から金曜日までとあるんですが、週4回。これは改正ももう終わっているんですが、これは国頭と東は月曜日から土曜日までなんです。これは毎日あるか分からない——多分毎日あると思います。あれの申請書を見ると週何回、何曜日というふうに、この申請書もあるので、多分毎日月曜日から土曜日までであると思うので、そこはもうついでに改正して、大宜味村も月曜から金曜日じゃなくて、週6日ですか、月から土というふうにはできないのか、その辺ちょっとお考えを聞きたいと思えます。

○ 副議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） 議員の質問にお答えします。

まず先ほどの要綱の改正の日付になりますが、令和6年3月29日、訓令第8号で改正をされて告示されたところでは認識していたところでありました。先ほどシステムのほうの更新ができていないというところの話がありましたが、パソコンの中にある例規システムにつきましては更新されているものと思います。ただ、紙ベースの例規のほうがもしかすると改正されていなかったのかどうなのかというのはこちらのほうでちょっと把握できませんが、先ほど質問のありましたとおり、週4、月曜日から金曜日までの週4日を限度に昼1食分の配食を行っているというところではありますが、この点につきましては、こちらのほうでも国頭と東の状況は確認しながらやっているところではあります。6日についてはまた持ち帰りながら、戻ってですね、また少し検討入れながら、週の増加ができるかどうか。ただ、これにつきましては予算の範囲内というところがどうしても起こってきますので、この点も踏まえながら少し検討させていただけたらと思っております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 3月29日に制定されているのであれば、きちんと例規集の交代を早めにしてくださいよ。こういう質問をやらなくて済むのに、お願いしますね。

私も以前にこの配食サービスのことについて何度か質問をしたんですが、今度ですね、大宜味村4月から新しく改正してやったというんですが、どういうふうに変ったんですか。これは配食はどこから配達して、どこかに委託しているのか、その辺。あと1点は、情報によると対象者が要支援のみで、要介護者は利用できないという状況と話は聞いたんですが、これは間違いないのか、そこら辺。

○ 副議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

まず事業者ということですので、その事業者につきましては事業者名のほうをおっしゃったほうがいいのかなどは思うんですが、配食やんばるさんというところで配達のところの委託を行っておりまして、そちらのほうで弁当等の配食を行っているところですが、そちらのほうではミキサ一食であったり、特別食であったりというところが対応できるということも含めてですね、そのほうに今お願いしているところがございます。

あと要介護認定のものにつきましては、対象者という形の状況になるかと思いますが、現在行っているのは要支援認定を受けている方と、もちろん介護予防、日常生活支援総合事業の対象者ということで、25項目のチェックリストというのがあるんですけども、そちらのほうに複数該当している方を今現在としては、対象として実施しているところでありまして、要介護の認定者につきましては、要綱上、事業がまた別になってくる要綱の作成の仕方をしておりまして、事業が別のほうになりますが、その部分につきましては、現在地域支援事業のほうで行うという形の予算の取り方という形になっておりますが、その中の予算の枠内で実施することについては、現状予算が限られているところの部分で大分枠が少ないというところではありまして、なかなか実施できていないのが今現状となっておりますのでございます。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 以前に質問したときには、前担当なんですが、今後介護保険制度によって検討をしていきたいというふうに答弁があったんですが、今回のこの4月からの改正の後はこのように介護のあれでやられているのか。その辺1点と。

あと特別食ということであったんですが、その特別食と普通食の値段は恐らく違うと思うんですけども、これ業者は配食という名前が出ているんですが、名護の業者と思うんですが、国頭村についてはこの特別食というのは制限食という意味ですよ。この制限食というのは北斗園に1食450円で委託していると、制限食だけはね。あとは通常食については国頭村内の弁当屋3件に委託して1食400円というふうに取りられているみたいであります。東村に関してですね、東村も配食と思うんですが、東村はまた介護保険認定者及び生活保護世帯の方は1食300円、あと介護保険認定者及び生活保護世帯以外の方は1食400円となっているんですが、東村は昼食を取るか夕食を取るか決められているみたい。国頭村は夕食の1食のみです。大宜味村もこの人たちの希望によって、昼食というふうになんか期待されているような感じなんですけど、その辺も利用者にとって都合のいい昼、夕食で可能なのかですね、その辺お願いしたいと思います。

○ 副議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

昼と夕食の部分に分けて選べるかというところの質問であるかと思っておりますが、現在大宜味村で行っているものにつきましては、昼食のみという形の提供の仕方になっておりますので、現状としては今選べない状況があるかと思っております。

すみません、少し漏れておりました。特別食の金額の件ということですが、今現状としては設定として今あるのが300円自己負担という形の状況で、利用者の負担が決められているところで、そこについては現状分かれていないのかなと思っておりますが、こちらについては少し後ほど確認させていただきたいなと思っております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） やっぱりこの高齢者の配食サービスについては、高齢者のいろいろ自分で料理とかできないとか、そして老人世帯の65歳以上に規定はされてはいるんですが、例えば60から65まで自分でできないような身体的な何か病気を持っている方に対しての、あるいは年齢がきちんと要綱にもうたわれているので、その辺も少しは配慮してもらって、もう少し幅を持たせてこういったのもやっていたらなと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、なぜ配食サービスで大変高齢者にとっては、栄養価の問題もあるんですが、この栄養価をいかに保ってですね、老人の方たちが元気な姿で長生きしていくかということでもありますので、大宜味村もこういった長寿日本一にもなった手前、再度復活してもらうには、健康で長生きするためにこういった理由でですね、がんじゅうおおぎみの中にこういったものが現状と課題としてうたわれていますので、大宜味村では4.7%のものが低体重と判定されています。特に高齢者の場合は食事内容の隔たりによる理由が指摘されており、バランスの取れた食事や孤食を避けるなどの対策が必要ですよというふうになんかうたわれているので、その辺の対策というのは大体あるのか、その辺をお伺ひしたい。

○ 副議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） 低体重とか、低食とか低栄養につきましては、先ほど要支援者の、対象者のところでも少し、配食のところでもお話ししたところもありますけど、25項目の調査項目の中で複数該当しているところもあり、その中でも栄養項目のところがあったり、体重が減少していることがないかとか、そういったところで状況等を確認しながらそういったものに該当する場合は低栄養の可能性があると状況を確認を取れると思ひます。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） なぜ老人の食に関して言うかということで、先ほどあったがこの低体重の原因はやっぱり栄養素の問題だと思いますよね。そうした場合には、加齢とともに食欲活動のこととか、筋力日常低下いたしますので、この加齢を原因とする様々な危険な兆候をフレイルですね、虚弱状態と呼ぶんですが、そこに健康、あとプレフレイル、あとフレイル、あと要介護となっていくわけですね。だからそこをこのプレフレイルの状態のときに改善すればフレイル状態や介護状態には行かなくて済むと思いますので、その辺はぜひ配食のことをきちんとできるような方向に持っていかれたらと思っております。例えばいろんな、私もそうだけれども、結構メタボの人が多くいんですけれども、高齢者はメタボ対策よりフレイル対策に力を入れてやれば、健康状態も維持すると思うので、その辺、課長どうですか。

○ 副議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

先ほどありました低栄養の部分についても、本来ですと主食、主菜、副菜の3つをそろえて1日2回以上食べることが栄養バランスにとってはいいことだと言われているところではありますが、そういったことに力を入れて食事バランスガイドの周知であったり、そういったのを広報紙等で行っていたり、また高齢者につきましてはシルバー料理教室の中で低栄養予防についての料理実習を行ったりとか、そういったところも踏まえて、また食育の部分を含めた形での配食、低栄養の方々に対する栄養改善という意味での配食を今この実習をしながら、今後このフレイルから要介護にならないような施策のほうを展開してまいりたいと考えているところであります。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） それで今課長から答弁あったんですが、がんじゅうおおぎみにはいろんないいことがいっぱいありますので、PDCAサイクルによる進捗管理を行うとありますので、そこはPはプランですね、しっかりした計画を立てる。Dは実行して進めていく。Cはチェック、進めたからにはどんな結果が評価が出たのか検証するわけですね。そしてAはアクション、これはまたいろいろこの評価点を改善して次のプランを立てるといふ。こういうすばらしい計画を持っているんだからさ、それに合わせた計画をきちんとやってもらいたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと高齢者配食サービスをちょっと調べたら、大宜味村高齢者食生活改善事業実施要綱、これは平成25年に制定されているんですが、これはどういったあれなのか。そこの第4条に村の栄養士及び大宜味村食生活改善推進委員要請講座を修了したものが事業指導従事者になるということであるんですが、この講座というのは役場内でやるのか。どこかに行って講座を受けてきて、こういう従事者になるのか。その辺ちょっと課長答弁できればお願いします。

○ 副議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

恐らく今おっしゃっているのが、食改と呼ばれる方々のことかと思つて、食改——食改で活動している方々、ミニデイとかで食改の会員の方々が活動している食改のことだと認識しておりますが、そちらのほうにつきましては、村のほうで実習等を行つてその委員というか、そういった形で要請をしていた事業を以前行つていたということと考えているところです。現在につきましては、しばらくの間はちょっとそこの食改の活動の要請講座については、まだなかなか行い切れていないところもありますが、そこについても少しずつ会員を増やしというところで検討しながら対応していきたいと思つているとこ

るです。以上です。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） あともう1点ですね、ちょっとその辺気になったのがあって、大宜味村は食の自立支援事業実施要綱というのが以前あったのかどうか。その辺、今現在は見当たらないものだから。国頭村は特別食は食の自立支援事業で行って、通常食は配食サービスでやっているみたいなんですね、国頭村は。東村は、今自立支援事業を基に行っているわけですね。この配食サービス事業実施要綱は29年に廃止しているわけです。だからこれは大宜味村も自立支援事業と配食事業は、以前は食の自立支援事業要綱もあったのか。分からなければいいです。

○ 副議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） すみません、食の自立支援事業要綱とかそういったところについては私のほうでも確認は取れていないところではありますが、介護予防のところ、地域支援事業というか、地域支援事業の計画の中では介護予防、日常生活支援総合事業というのと、そちらのほうで今やっている栄養改善を目的とした高齢者の配食サービスという形で今事業を介護保険事業の中で行っているところではありますが、その中で包括支援事業及び任意事業というところがありまして、その中に地域自立生活支援事業という中で要介護の方々の部分の配食とかそういったところを行っていくことになるのかとは思っているんですが、その部分につきまして、現状として予算の、この事業の中の枠内で考えると、予算のところはなかなか財源として確保ができないというところが今現状であります。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 食育基本法の中にも健全な食生活を実施し推進することが求められ、国民一人一人が食について改めて意識を高め、食に関する人々の様々な活動への感謝の念や食に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身につけることによって心身の健康を増進する、健全な食生活を実践するために地域等を中心に国民運動として食育の推進に取り組んでいくことが我々に課せられている課題である。食育についても基本理念を明らかにして、その方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的、かつ計画的に推進するためにこの食育基本法が制定されているわけですが、それを基に大宜味村の食育推進計画も作成されているわけですから、それに基づいてですね。きちんとしたこの食に関することをやってもらいたいと思います。もう時間も押し迫っていますので、次に行きたいと思います。

高齢者のみまもりについてですが、これもシープラスシーについて来年の2月に県の補助事業で離島、過疎地の補助事業で終わるとのことなんですが、継続できるのを検討していきたいと考えているというんですが、どのような検討をしていく予定なんですか。

○ 副議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） おきでんシープラスシーの事業終了後の継続をどうするかということに回答させていただいたところではありますが、その検討していきたいというところにつきましては、やはりDX事業が今まで4年度、5年度、6年度とありました。次年度どういうふうになるかというのは、まだ県のほうからも通知が来ていないので、そちらのほうでは少し回答のほうができませんが、導入費用ですね、例えばキットが幾らであったりとか、その部分、利用者負担が幾らであるとか、事業を行う際に村のほうはどれぐらいの負担が出るのかとか、そういったところを調整して検討しながら予算の確保が、何か使えるもの、確保できるものがないかということも含めて、そこも検討しながら進めて

いきたいという感じでございます。これにつきましては、まだその部分についてなかなか進められていないところがありますので、そこについては今後また検討していきたいと思っております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） このシープラスシーについては、私令和4年の3月定例会でもこのシープラスシーについての質問は出しております。これは何かというと、おきでんから最初にシープラスシーの話が出たのが2021年8月25日、これは浦添、宜野湾、沖縄市、そことまず実証実験というんですかね、そういったことをやってきたわけですね。そこのデータに基づいて各過疎地域とか離島とかその辺に持ってきているというふうに思っておりますので、そういったデータをいろいろ実証実験したデータなんか役場等にも来ているのか。そこら辺、これは前村長なんですけど、これは最後の仕事だったのか2022年9月30日にIT活用高齢者みまもりということで、こういうふうにおきでんシープラスシーとは協定を結んでいるわけですね、9月30日に。その中から例えば今広報にもいろいろあるんですが、今月もあるんですが、この2023年の最初に広報に出たのが12月号、2024年2月まで無料拡大していますというふうにこの広報にはあるわけですね。2023年の広報よ。そして今度の12月の広報にも、来年の2月までは無料提供しますという、これ23年からあるんですが、この事業というのは前から続いているわけですよ。そこでおきでんシープラスシーを確認したら、今令和4年から現在まで大宜味村で33件、国頭村で15件、東村で24件の加入者がいると。これは加入した人であって、解約した方もいるかもしれないけど、加入した人はこれですと。じゃあ3月以降はどうなるんですかと聞いたら、機械は無料提供すると。ただアプリの利用料が月980円で、これはもちろんインターネットが入っていれば980円、インターネットがなければこれプラス500円ということで実施はできるという話をやっていたんですが、村としては考えていないと言うんだが、そこをどうにか考えて、できるかできないかはっきり言うことはできないと思うので、考えていく考えがあるのか、それをお聞きしたいと思っております。

○ 副議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） ありがとうございます。お答えします。

先ほどおっしゃってございました、大体1人当たりの設置費用というのが、先ほど議員のほうからもありましたキットというか、アプリの利用料が月980円、Wi-Fiルーターが500円から600円ということでお伺いしております。その中で大体千五、六百元ぐらいになるのかなと今考えております。対象のほうも、先ほど解約等があるかもしれないということでありましたが、33名お伺いしているところで、4名については施設入所等で解約しているという状況もありまして、今29名が継続している状況という形でございます。その中でこの千五、六百元については、29名利用で千五、六百元の年間分ということであれば、約55万円ほどの利用料になるかと思っておりますが、今後ですね、この利用料についても継続していくときにですね、やっぱり利用者が増えていくことを想定しなければならぬのかなと思っております。この増えていった際には、年額についてはやはり増加していくものと考えております。この事業が継続可能な状態に持っていくには、やはり一部負担ということで利用者の方にも少し御負担いただくことがあるのか、それとも村でそのまま事業が無料で行うことができるのかというところも含めて、今後検討していくということになるかと思っております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） このみまもりに関しては、以前にも2回ぐらい質問はしたんですけどね、これはできるだけ980円、プラス500円としても半額補助ができるような方向でですね、なぜみまもりが大切

かという、これは2024年7月17日、皆さんももう読んだと思うんですが、この配食サービスを通じたみまもりということで、平良一彦先生がこういうふうに掲げています。札幌市で食事配達サービスの委託事務事業者が独り暮らしの80代女性の安否確認を怠り、夕食をドアノブにかけて帰ってしまい、翌日の配達時も前日の弁当を回収し、新しい弁当をノブにかけて安否確認を怠って帰ってしまったというのが、その日の夕方親族が訪ねてきて、女性が自宅で倒れているのが見つかり、救急搬送されるも搬送先の病院で死亡が確認されたというのが記事に載っております。配食サービス事業は食事を準備するのが大変な……。

○ 副議長（平良嗣男） 大城佐一議員、時間が少なくなりました。簡潔にお願いします。

○ 10番（大城佐一） 大変な高齢者に管理栄養士による健康を考えた安全、安心な食を提供するのは当然だが、何よりもまず当人の安否確認が最優先されねばならないということで、お互いが地域、周囲、全部がこういった地域の老人、例えばいつも起きてその辺歩いているのに今日は見えないとか、そういった感じるようなこの地域社会環境をつくってもらえれば、大変いいというふうに思っておりますが、最後に村長、こういったみまもり隊のシープラスシーの補助の考えを聞いて終わりたいと思います。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

本村は高齢者が多いわけですし、その暮らしの形態も様々で生活が非常に困窮している方、食事も作らない、温かいご飯も食べられないという方々も多くいると聞いておりますので、そしてまたみまもり、どのような生活をしているか。お互い今までユイマールで地域住民で助け合いながら、これまで地域社会を築いてまいりましたので、高齢者が孤独にならないように、お互い地域住民が引き続き見守っていく必要があるというふうに思います。みんなで支え合って、安心して住めるような社会づくりのためにも、先ほど議員がおっしゃったようにシープラスシーの補助については、できる方向性で財政と調整しながら、地域該当者、加入されている方の意見も聞きながら対応してまいりたいと思います。

○ 副議長（平良嗣男） 以上で10番 大城佐一議員の一般質問を終わります。

○ 副議長（平良嗣男） 大城佐一議員の一般質問が終わりましたので、議長と交代します。
休憩します。

（午後 4時35分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時36分）

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでありました。

（午後 4時36分）

令和6年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和6年12月18日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和6年12月18日 午前10時00分)

散 会 (令和6年12月18日 午前11時28分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	宮 城 貢	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	宮 城 良 治	7 番議員	新 崎 悟 一
3 番議員	大 城 邦 彦	8 番議員	吉 浜 覚
4 番議員	大 山 美佐子	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 美和子	10 番議員	大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	宮 城 政 信
副 村 長	宮 城 豊	教 育 課 長	新 城 寛
総 務 課 長	真喜志 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
財 務 課 長	前 田 佳 政	監 査 事 務 局 長	知 念 和 史
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	真喜志 亮
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	佐久川 紀 亮		
企 画 観 光 課 参 事	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	島 袋 未 来		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程 (第3号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		意見案第5号の訂正について	
2	承認 第7号	専決処分の承認を求めることについて	質 疑 付 託 省 略
3	承認 第8号	専決処分の承認を求めることについて	質 疑 付 託 省 略
4	承認 第9号	専決処分の承認を求めることについて	質 疑 付 託 省 略
5	議 案 第49号	大宜味村災害対策基金条例	質 疑 委 員 会 付 託
6	議 案 第50号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算 (第8号)	質 疑 委 員 会 付 託
7	議 案 第51号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	質 疑 委 員 会 付 託
8	議 案 第52号	令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	質 疑 委 員 会 付 託
9	議 案 第53号	令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算 (第3号)	質 疑 委 員 会 付 託
10	議 案 第54号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算 (第4号)	質 疑 委 員 会 付 託
11	意 見 案 第5号	災害救助法に基づく法定受託事務において国民が等しく救済が受けられる適用制度改善を求める意見書	質 疑 付 託 省 略

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

- 議長（大城佐一） 会議に入る前に一言、吉浜覚議員から訂正の申し出が出ておりますが、これまで何度も訂正をし、取下げの繰り返しが何回かありますので、今後はちゃんと精査して提出するようにお願いをいたします。
-

◎意見案第5号の訂正について

- 議長（大城佐一） 日程第1 意見案第5号の訂正の申し出についてを議題とします。

本案について、訂正理由の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

- 8番（吉浜 覚） 令和6年12月16日、大宜味村議会議長 大城佐一 殿
提出者 大宜味村議会議員 吉浜 覚

事件の訂正請求書

12月13日提出した事件は、次の理由により別紙の通り訂正したいので、会議規則第20条の規定により請求します。

記

件名 災害救助法に基づく法定受託事務において国民が等しく救済が受らられる適用制度改善を求める意見書

理由 意見書の宛先を「大宜味村長」と明記しているため、地方自治法第99条の規定にある意見書の提出先は自町村の執行機関は、意見書提出の対象機関でないため訂正が必要のため。

別紙（訂正の内容） さきに出した意見書に、同文ですが、意見書の宛先を内閣総理大臣、衆議院議員議長、参議院議員議長、沖縄県知事、沖縄県議会議長としております。

意見書は前回提案したとおりですので、省略させていただきます。以上です。

- 議長（大城佐一） お諮りします。ただいま議題となっております意見案第5号の訂正の申し出について許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案の訂正の申し出については、許可することに決定しました。

◎承認第7号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第2 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第7号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって承認第7号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第7号 専決処分の承認を求めることについて討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって承認第7号については、承認することに決定しました。

◎承認第8号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 日程第3 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 新崎悟一議員。

○ 7番(新崎悟一) 承認第8号についてお伺いしたいんですけども、専決処分ということになっておりますが、額が8,000万円以上、多いんじゃないかなと思うんです。もうちょっと臨時議会とかそういうのを開催して、大きい額については議会の承認を得るのが一番いいと思います。

それでこの職員の手当についてお聞きしたいんですけども、災害が発生して皆さん本当に大変だったと思います。災害対策本部での活動とか被害状況の確認とか、浄水場の対応、水の配布などあったと思います。浄水場の対応と水の配布について活動した職員の時間外労働手当が今回のこの中に含まれているのかお伺いします。

○ 議長(大城佐一) 総務課長。

○ 総務課長(真喜志 亮) お答えします。

この災害時の時間外労働に対応した手当については、この承認第8号の補正予算の中に含まれております。

○ 議長(大城佐一) 7番 新崎悟一議員。

○ 7番(新崎悟一) 浄水場の作業、水の配布事業については、多分これ簡易水道事業のほうの仕事だと思います。大宜味村簡易水道事業は、皆さん御存じだとも思いますけれども公営企業会計です。独立採算性が原則とされておりますので、水道事業で行った経費については一般会計からではなく、村民や利用者からの徴収している水道料から支払うのが原則だと思いますが、どう思われますか。

○ 議長(大城佐一) 総務課長。

○ 総務課長(真喜志 亮) お答えします。

確かに水道事業で行う事業に関しては公営企業会計でもありますので、水道のほうですべきだと思いますが、ただし、今回の災害のものに関しては、やはり災害対策本部の中でそういった浄水場の支援、あと給水の支援、それを災害対策本部の中で決定をして、そういった職員の割当て、配置などを行って

いたことから、やはりここは防災の観点から見るべきだろうというところで、一般会計の防災諸費の中で予算を組んだところです。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 対策本部の中での決定とあるんですけども、じゃあ対策本部で決定して、ほかの業者に委託した場合とかとなると、じゃあ全部水道事業についても村が支出するのかという考え方にもなりますし、あと地方公営企業法第17条の3（補助）には、「地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。」と書いてあります。ですので一般会計には時間外手当については水道事業に対する補助でなくてはならないと思います。時間外手当ではなくてですね、そう思うのですが、どうお考えですか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） 通常の浄水、例えば漏水があった、そういうときに何かしら応援が必要だということであれば、確かに議員がおっしゃるとおり補助でもって一般会計から簡易水道のほうに補助という形をのせるべきなのかなとは思いますが、やはり今回の災害に関しては全職員で当たったということもありまして、そういう観点から人件費にかかる部分に関しては一般会計で組んでいるところです。また、給水袋であったりその辺の修繕関係については、簡易水道の会計のところでは組んでいるところです。人件費に関しては一般会計で今回は計上するというところでの考えの下に行っているところです。

○ 議長（大城佐一） 新崎悟一議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書の規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭にお願いします。7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） さっきの地方公営企業法第17条の3にはちゃんと災害と明記されていますので、災害の場合でも、こういう緊急の場合でもやっぱりそれはやらなければいけないことだと思います。それが基本的に私がずっと言い続けているコンプライアンスやガバナンスを守ることなんです。一般企業でいうと、経費の項目が間違っていると否認されます、国税から。それで追徴課税という罰則もあるような件なんです。なのでこのあたりは今後きちんとやっていただきたいと思うので、その辺をちゃんと、大変だと思います、人件費どうやるのかという。けど今、会計の単式簿記から複式に変わったように、複式はもっと詳細に書かなければいけないので、そのあたりも意識してやっていただきたいと思います。お願いします。今後このような考えを持ってやっていただけるか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） 議員御指摘の件は、こちらとしても重く受け止めて、今後関係課とも調整を行いながら、今後はまた事務を進めていきたいと思っています。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

承認第8号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって承認第8号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第8号 専決処分の承認を求めることについて討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

- 議長(大城佐一) 起立多数です。

したがって承認第8号については、承認することに決定しました。

◎承認第9号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(大城佐一) 日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第9号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって承認第9号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第9号 専決処分の承認を求めることについて討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

- 議長(大城佐一) 起立多数です。

したがって承認第9号については、承認することに決定しました。

◎議案第49号の質疑、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第5 議案第49号 大宜味村災害対策基金条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

- 6番(前田 孝) 第4条の処分についてお伺いしておきたいと思います。

第4条の処分については、「村長は、第1条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる」ということになっておりまして、第1条には、災害の予防、災害に際して村が応急的に行う救助及び復旧並びに支援等に要する経費に充てるためと、そのためには処分しましょうということなんですが、第1条の目的条項が漠然としているんですよ。どの範囲までこの基金に適用していくかということがはっきりしないんですよ。この1条に書いてあるものに処分はするということであるんですが、非常に漠然としているんですよ。これは処分の運用指針というのをやっぱりきちんと定めなければいけないと思うんですよ。そうしないとこれ条例制定されて、交付されますと、条例が一人歩きしますよ。その時点時点でいろいろ考えが出てくるんです。だからこの目的に運用をある程度指針を作成しておかなければ、執行する場合に非常に困ると思うんですよ。これは固有財産形成基金みたいに運用指針というのはやっぱり定めておくべきだと私は思うんですが、いかがお考えですか。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） 前田 孝議員の質疑にお答えいたします。

処分のところで、私ども基金条例の中で言われているのは、運用指針だと思うんです。他市町村とかほかの県を見ても、この災害に関する基金条例、設置しているところのものを調べましても、その運用の指針というのはほとんどなく、その条項の目的を達成するためというところであるものですから、今回私どもも1条関係で災害に対しての応急的に行う救助及び復旧並びに支援等に要する経費に充てるというところになっていますが、前にも本会議で説明したと思うんですが、これの後に配分が決まっていないというところで、じゃあどこですのかというところがありますので、今回大宜味村災害義援金配分委員会設置要綱というのも設置して、配分をどこにどれだけあてがうかというところで委員を決定してその中で揉んで配分をしていこうということになっております。

議員がおっしゃるように、運用指針というのがもし本当に必要かどうか。今回、取り急ぎこういう私どもも勉強してつくったんですが、議員の御指摘のとおりこれが本当に必要かどうか。もし精査して必要であれば条例改正等も視野に入れて今後検討してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今回のもの、条例が提案されているものは、確かに急いでやったと思うんですよ。今回の見舞金があるから見舞金の処分はどうするかということからすると、これは基金積立でしないと、結局は一般財源化されてしまうという危険性もあるわけですから、その見舞金の目的に沿ってこの基金を制定しようという考え方、それも分かるんです。それは当然のことだと思います。先ほど副村長からお話がありましたように、これは指針等、やっぱり検討していただいて、必要であればこの条例の一部改正ということも後々出てくるだろうと思うんですが、その辺ひとつ十分検討させていただきたいと思います。

それで原資についてお伺いしたいんですが、これは今回の豪雨によっての見舞金がこの原資のほとんどだと思うんですが、今回予算で1,000万円あまり積立しよう。しかし、見舞金が今後出てくることを期待するにもいかないですよ。そうするとこの基金積立自体1,000万円あまりで使い切ってしまうと、結局は全部処分してしまうと、この基金条例は廃止しないといかん。しかし、台風時とかいろいろ対応するためにはやっぱりこの基金は必要だと思うんですよ。そのためには見舞金だけではなく、一般財源から毎会計年度積立でも考えなければ、あとは基金は目減りしてなくなってしまうという危険性がある。だから財政的には厳しいと思うんですが、この基金に一般財源から積立をしてやっていく方

法も考えなければならぬと思うんです。見舞金の原資が今後多くなるということは期待しては困るわけですよ、災害によっての見舞金ですから、その辺の考え方を伺って質疑を終わります。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） お答えします。

先ほど議員がおっしゃるとおり、一般財源からの毎年の積立て等をやっぱり考えていかないといけないのかなというふうに考えております。これは検討させていただきたいと思います。

また、基金で全然動いていない基金等があるんですよ。話を聞きますと、隣村でも運用していない、全く動いていない基金をそのまま今回の災害の基金に充てているという話もありますので、この辺も検討して使っていない基金のものに関してのそこに積んでいくのか。その辺も検討させていただきたいと思います。今後はしっかりまた取り組んでまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第50号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第6 議案第50号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第50号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第51号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第7 議案第51号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第51号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第52号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第8 議案第52号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第52号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第53号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第9 議案第53号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第53号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第54号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第10 議案第54号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第54号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおりをしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎意見案第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第11 意見案第5号 災害救助法に基づく法定受託事務において国民が等しく救済が受けられる適用制度改善を求める意見書を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では、提出者の吉浜 覚議員に伺います。

今回の意見書についての内容は賛同できます。でも、私は宛先が沖縄県ではないかと考えます。そこで幾つかお伺いいたします。

要請内容1番目に、4号基準の文言がありますが、災害救助法の適用基準のことだと思えますが、適用基準とはどのようなものかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時31分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前10時36分）

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 宮城 貢議員の質疑に答えます。

災害が発生し身体への危険、またはそのおそれが生じた場合、4号基準による判断、発災後の迅速な適用が可能であるか、客観的な基準があるわけではないことから、被害の程度が不明確な状況での適用をジュンに、あ……ジュンに傾向があるということになっております。

それは情報収集してからその判断で適用するというふうな状況になりますので、それで私がその基準内容にあるような形で意見書の中で記にね、法の目的である災害者の保護と社会の秩序の保全のためには何よりも迅速な法適用が必要であり、災害時に迅速な法的判断が可能な4条基準による適用を積極的に進めること。これは基準に国も県も積極的にやるということになっております。それで法適用判断に当たっては客観的な基準がないことから、判断の基となる災害情報の集積、分析、伝達、共有を通してできる組織、環境づくりをすること。これは組織体制ですね。

それで3番目に、各市町村における被害状況や災害状況等について速やかに都道府県等に情報提供するとともに、国も知り得た市町村の状況や他県の状況について都道府県等に情報提供すること。

この1番、2番、3番、みんな総理府のマニュアルにあるものを明記しております。だから県だけに云々じゃなくて、国も県も同じことだと。そして県については、法定受託事務ですので、これはやっぱり国も県も一体となった連携が必要だと思って、この宛先も国も県にやっております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） これ内容については賛同できると私のほうで言っています。ただ、宛先が沖縄県ではないかと。そのことについてはどうお考えですか。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほども話したように、これは国の法律で県に対する法定受託事務だということですね、やっぱりこの国のマニュアルあるように、この2番に私がやっている法適用判断に当たっては客観的な基準がないことから、判断の基となる災害情報の集積、分析、伝達、共有してできる組織づくりをすること。これは国と県が今回災害救助法適用できなかったというのは、連絡不十分だと私は認識しております。去った議会の県外研修のときに2泊3日の研修でしたけど、3日目は午後から帰るということで、午前中に島尻安伊子国会議員の議員会館に訪問してですね、災害報告をしています。そのときに私も同じ国民であって、鹿児島で起きたものについては適用していると。なぜ沖縄県では適用しないか。沖縄県から連絡がなかったと。私も大宜味村民、県民であるが、同じ災害起きてこんな不平等なことはあり得ないと、ぜひこの運用基準をやっぱりきちっと国民分け隔たりなくできるような形でね、この申請主義じゃなくて、発生主義でやったときにね、きちっと対応してもらいたいという要望を具象化してやっております。だからこれはやっぱり災害救助法は国も県も市町村も、本村に担当課に聞いたら、もう災害救助法の話、ところ、対応どころじゃなくて、現場に災害活動、この水の給水活動で、手も洗えないのが現状だと。そしてこの島尻安伊子議員のところでも代議士も秘書も中南部では晴れてイベントもやっていたと、そういう状況の中でね、私たちがこの情報分かるところがきちっと情報提供しながら、足りないところに手を差し伸べてやっていくというのがこの災害救助法の趣旨だと思っていますので、私は一概に県が連絡しなかったということだけではないと思います。国も電話したということも言っているし、新聞によると窓口災害、救助法の窓口は県生活安心課になっているけど連絡が取れなかったと。それから24時間体制で防災危機課はいるんだけど、そこに連絡取れなかったと。何でそういうふうな、先ほど私が言ったこの情報、収集、分析、伝達、共有してできる組織環境づくりすることという。それをするということでも国もやっているわけだから、いざなんかあったときには大宜味村でも連絡がつかんということで、僕ら迂回してでも連絡するわけだから、当然そういうふうに連絡つかんかったら、ああ、連絡取れなかったで済まされるかということで私も言ってます。危機管理課も固定電話もメモしてたい情報もありますので、これはお互い非を認めてね、やっぱり国民が等しく不平等にならないように手

差し伸べるということで、私は今朝一番で撤回の申し入れしたんですけど、国、県、村それぞれね、今回は勉強だということで、この制度の改めをやってほしいということで提案したんですけど、それが何とい
うかな、99条に同一村の村長には適用しないということで撤回しておりますので、宮城 貢議員が言った
ように県だけじゃなくて、国も県も、また今回撤回した村もお互い連携し合っ
てね、災害からきちっと住民を守れるようにやっていただきたいと思っておりますので、国も県も一緒だと認識しております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） すみません、覚議員の今のほうに、県も国も非を認めてこの意見書を大宜味村
長、議会議長名で意見書として送るんですか。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今回の件は議員会館でも私も言ったように、申請主義じゃなくて発生、この事例
についてはこの文書にもあるように、市町村における被害状況、避難状況について速やかに提供とする
とともに、国も知り得た市町村の状況や他県の状況について、都道府県等に情報提供すると。そしてまた、
これは3番目ですが。

2番目に、法適用の判断に当たっては客観的な基準がないことから、判断の基となる災害情報の収集、
分析、伝達、共有を通してできる組織づくり、これの部分が欠けてたんじゃないかと思っています。だ
から大宜味村議会からですね、この陳情書を国、県に出してもらいたいということでこちらは提案して
おります。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のた
だし書の規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭をお願いします。1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 災害救助法の適用基準、災害救助法の適用の判断等があります。災害救助法の
施行令第1条第1項第4号基準による積極的活用は県に求めるものであり、国へは1号から3号までの
基準の要件緩和を求めるものだと思いますが、議員の考えをお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） じゃあお答えします。

この災害救助法は国で定めた法律です。そして県は法定事務受託者であります。そういう関係でこの
曖昧なところは連携とって、施行されていないということがあるもんですから、その辺は連携して
できるような体制を取っていただきたいという旨のことを私は強調したいと思います。以上です。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは昨日の一般質問のことを参考にですね、昨日の一般質問で災害発生時
から村は沖縄県防災危機管理課とは被害情報のやり取りはしていたと答弁にありました。しかし、災害
救助法を担当する生活安心安全課からは何の連絡もなかったという答弁がありました。

それで、この意見書では災害救助法の適用の遅れに関して指摘されていますが、まず今回の問題の根
本的な原因は、沖縄県にある初動対応の遅れにあり、情報収集の体制や情報共有が不足していたこと
に問題があります。4号基準の適用の判断が県の対応不足によるものであったのは明らかです。これは法
制度の問題ではなく、むしろ行政手続や体制の問題であると思うが、沖縄県の責任についてどのよう
に考えているのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 宮城良治議員の質疑に答えます。

沖縄の責任については、批判されているように内部機能の連携ができてなかったということも否定しません。そして国からも連絡があったけど、国からも連絡がきちっと取れなかった。両方あると思いますので、私はその連携のまずさを指摘して、今後ないようにやってもらいたいというふうな意見書ですので、理解していただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 災害発生後、最も重要なのは迅速かつ的確な初期対応であり、これに関する沖縄県の体制やプロセスに不備があった場合、その改善が最優先されるべきです。災害救助法の適用を遅らせた原因として、まず初動対応に課題を解決することが急務であり、制度改正よりもこの点の改善が重要だとは思いませんか。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） どっちが先改善すべきかというふうな、私はそれも考えの一つだと思いますが、やっぱり県も国もそれぞれ欠けたからここにだけ問題があるということじゃなくて、双方とも連絡体制取っているわけだから、私も大宜味村の災害救助担当のところに聞いたら、やっぱりそれどころじゃなかったと。また国会で、議員会館で話した島尻安伊子さんのところでも話したように、代議士も秘書も中南部でイベントしてたと。その連携のまずさももちろん私も感じてます。国の連携も県の連携もまずさ感じてますので、お互いそれを、その災害の教訓を生かして解決すべきだと思ってます。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 今の答弁で、災害救助法に問題があるということをおっしゃっていたんですが、この制度改正について聞きたいんですけども、この現制度で鹿児島県は与論町に迅速に災害救助法を適用していましたが、この現行制度で迅速に適用が不可能だったという具体的な事例とかあるんですか。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 災害救助法の関係ではちょっと私はそこまで調べてないんですが、過去にこの災害が起こるということで国が発信してね、自治体がそれをキャッチせず住民に知らせずに問題が起こったというふうな事例はマスコミなどで紹介されてたんで認識しておりますが、やっぱり国、県、国は気象庁とかそういう情報持っているわけだから、各自治体に発信するけどその辺が届かないと。沖縄県の場合はほとんど水害というのは今回が初めてこんな大きな災害だったと思うんですけど、台風の対応ではほとんどそういうふうな形でとってるんだけど、今回の場合はやっぱり中南部と北部3村の状況の違いが歴然としていたんじゃないかと。また鹿児島などは水害とかというのは常時あるわけで、その辺の対応は慣れてたんじゃないかというふうな認識もします。私もその辺はね、やっぱり今度は沖縄県も教訓にしてね、今後そういうふうなきちっとできる対応を取ってもらいたいという思いです。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書の規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭をお願いします。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは最後にですね、意見書では制度の改善を求める立場で示されていますが、災害対応における課題は制度そのものに問題があるのではなく、むしろ現行制度の適切な運用がなされていなかったことに起因していると考えています。したがって、災害救助法の適用を迅速に進めるために、まず沖縄県での初動対応の強化が必要であり、法改正ではなく行政体制の見直しと初動対応を迅速化する、それを優先するべきです。

本意見書の制度改正要求は問題の本質を捉えておらず、沖縄県の災害対策の責任を国に転嫁している

ように思います。今回の問題は災害救助法の欠陥ではなく、沖縄県の初動対応の遅れが原因であることが明らかです。この状況で制度改正を求めるのは筋違いであり、問題の本質を捉えておらず、都道府県知事の判断権限の弱体化や地域ごとの柔軟な対応が困難になるなど、地方自治体の原則を損なうおそれがあります。先ほど議員がおっしゃっていた、まずは沖縄県のほうに意見書を提出するべきだと思いますが、どうでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） お答えします。

先ほどから私はこの連携不足、法改正とかというふうなことじゃなくて、最初は下の1、2、3も明記しておりませんでした、最初は、案ではね。ところがやっぱりきちっと明記すべきじゃないかということで、総理府のマニュアルを明記しております。それで法改正が必要ならば、国がそう思うんだったら国は変えてもいいし、運用基準ね、やっぱり今のものでは国も県もその目的を果たしてなかったということにたどり着いていないわけだから、そこに原因があったと私は認識しておりますので、国、県にこの意見書は出すべきだと私は認識しております。以上です。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 私は難しいことは分からないので、字句についてちょっとお伺いしておきたいと思います。

まずこの意見書の第2行目「鹿児島県奄美郡与論町」ということになっていますけども、与論町は大島郡じゃないでしょうかね。その辺どうなのでしょう、確認したいと思います。

そして13行目の「隣島同士」ということ、この「リン島」というのは「隣」だと思んですが、これはひへんになっているんですね。この字もちょっとおかしいなと思います。

そして宛先で、「衆議院議員議長、参議院議員議長」とある。これは「衆議院議長、参議院議長」で通常やっているんですよ。この議員議長という、この議員という言葉は要らないんじゃないですか。この3点について私は訂正すべきと思うんですが、また再度訂正手続を取らないといかないようになると思うんですが、その辺お考えどうですか。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今指摘があったもの、ここですぐ確認できないんですけど、確認して訂正があれば、また訂正したいと思います。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

(午前11時01分)

○ 議長（大城佐一） 再開します。

(午前11時14分)

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） さっき指摘したこの字句は、これで正しいと提案者は思っているんでしょうかね。訂正する必要はないと。議案のまま行くということですか。間違ったまま、それを認めるわけにはいなくなるんですよ、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、前田 孝議員から指摘あったように、それを認めております。それでその件で事件の訂正請求をお願いしたいと私は考えております。

（「議長、議事進行上の発言の許可、お願いします。」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 提案者にお伺いしたいんですよ。今日の日程は、これはもう質疑終わったら即決、議決する予定なんですよ。訂正申し出のこの時間的余裕というのはないと思うんですがね。議長、今日の予定そういうことになっているんですよ。議長としてどういうふうに運営するんでしょうかね。今、私は議事進行の発言をしておりますから。

○ 議長（大城佐一） 議事進行上ですね、もう二度、三度の訂正訂正で来ていますので、そのまま一応進めていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

意見案第5号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって意見案第5号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第5号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者あり）

○ 議長（大城佐一） まず、反対者の発言を許します。 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 意見案第5号 災害救助法に基づく法定受託事務において国民が等しく救済が受けられる適用制度改善を求める意見書について、反対の立場で討論いたします。

災害救助法適用の遅れは制度の問題ではなく、沖縄県の行政対応の遅さに原因があります。鹿児島県が迅速に申請し適用された一方で、沖縄県は被害状況の把握や申請手続が遅れたため制度を活用できませんでした。現行制度でも迅速な適用は可能であり、対応を改善すべきは制度ではなく沖縄県の災害対応能力や行政プロセスです。

本意見書の制度改正要求は問題の本質を捉えておらず、都道府県知事の判断権限の弱体化、地域ごとの柔軟な対応が困難になることなど、地方自治の原則を損なうおそれがあるため賛成できません。

しかし、沖縄県には今回の災害を教訓に初動対応の体制を整備し、被害状況の収集や伝達、申請の迅速化に取り組むべきです。制度全体を見直すよりも地方自治体の責務を果たすことこそが住民を守るための解決策です。

議員各位には今回の問題の本質が沖縄県の対応遅延にあることを御理解いただき、この意見書に反対していただきたくお願い申し上げまして、反対の討論といたします。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから意見案第5号 災害救助法に基づく法定受託事務において国民が等しく救済が受けられる適用制度改善を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○ 議長（大城佐一） 起立少数です。

したがって意見案第5号は、否決されました。

○ 議長（大城佐一） 予算審査特別委員会の正副委員長の選任のため休憩します。

（午前11時21分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時28分）

◎諸般の報告

○ 議長（大城佐一） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に吉浜 覚議員、副委員長に平良嗣男議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

（午前11時28分）

令和6年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和6年12月20日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和6年12月20日 午前10時00分)

閉 会 (令和6年12月20日 午前10時58分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第49号	大宜味村災害対策基金条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第50号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）	委員長報告 質疑～表決
3	議案第51号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
4	議案第52号	令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
5	議案第53号	令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
6	議案第54号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
7	陳情第28号	若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
8	陳情第29号	物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情	委員長報告 質疑～表決
9	陳情第30号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
10	意見案第6号	沖縄県において災害対応の遅れが再び生じることがないよう、迅速かつ適切な対策を講じることを強く求める意見書	提案説明 付託省略
11	意見案第7号	若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める意見書	提案説明 付託省略
12	意見案第8号	物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書	提案説明 付託省略
13	意見案第9号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書	提案説明 付託省略
14		委員会閉会中の継続審査について（沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書）	
15		委員会閉会中の継続審査について（沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書）	

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第49号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第1 議案第49号 大宜味村災害対策基金条例を議題とします。
委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第141号

令和6年12月20日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

総務常任委員会

委員長 大城 邦彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第49号	大宜味村災害対策基金条例	原案可決 全会一致

（大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇）

- 総務常任委員会委員長（大城邦彦） ただいま議題となりました議案第49号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長の出席を求め、12月19日午前10時に審査をいたしました。

議案第49号 大宜味村災害対策基金条例について報告いたします。

本案は、11月の豪雨災害に対する義援金を適切な管理運営を行うためのものであり、災害の予防、災害に際して村が応急的に行う救助及び復旧並びに支援等に要する経費に充てるものとなっております。公布の日から施行となっております。

質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

- 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第49号 大宜味村災害対策基金条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第49号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第49号 大宜味村災害対策基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。
したがって議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第50号～議案第54号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長(大城佐一) 日程第2 議案第50号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第8号)、日程第3 議案第51号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第4 議案第52号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、日程第5 議案第53号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算(第3号)及び日程第6 議案第54号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算(第4号)の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第142号
令和6年12月20日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会
委員長 吉 浜 覚

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第50号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第8号)	原案可決 全会一致
議案第51号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第52号	令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決 全会一致
議案第53号	令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決 全会一致
議案第54号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算(第4号)	原案可決 全会一致

- 議長(大城佐一) 休憩します。

(午前10時06分)

- 議長(大城佐一) 再開します。

(午前10時10分)

- 議長(大城佐一) 予算審査特別委員会委員長。

(吉浜 覚 予算審査特別委員会委員長 登壇)

- 予算審査特別委員会委員長(吉浜 覚) 予算審査特別委員会委員長報告。ただいま議題となりました議案第50号から議案第54号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

12月19日午前11時から委員会を開催し、審査をいたしました。

執行部から副村長をはじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

議案第50号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第8号)の主な内容は、歳入で17款寄附金、18款繰入金70,460千円の増であったが、15款県支出金で45,999千円の減、21款村債で67,400千円の減。

歳出では2款総務費の総務管理費で17,676千円の減、6款農林水産業費で76,390千円の減による予算で、全体で39,756千円の減額補正であります。

次に、議案第51号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の主な内容は、歳入の、一般会計繰入金、歳出の、保険給付費による補正で、2,065千円の増額補正であります。

次に、議案第52号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の主な内容は、歳入の、一般会計繰入金、歳出の、広域連合納付金による補正で、2,249千円の増額補正であります。

次に、議案第53号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算(第3号)の主な内容は、営業費用における220千円の増額補正であります。

次に、議案第54号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算(第4号)の主な内容は、収益的支出で666千円の増、資本的収入及び支出で30,000千円の減額であります。

議案第50号から議案第54号までの5件は、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

- 議長(大城佐一) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第50号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第8号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第51号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第52号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第52号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第53号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第53号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第54号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第54号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第28号～陳情第30号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第7 陳情第28号 若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情、日程第8 陳情第29号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情及び日程第9 陳情第30号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第143号

令和6年12月20日

大宜味村議会議長 大城佐一 殿

総務常任委員会

委員長 大城邦彦

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定

により報告します。

記

受理番号	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
28	若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情	採 択	意見書送付が妥当	地方自治法第99条の措置
29	物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情	採 択	意見書送付が妥当	地方自治法第99条の措置
30	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情	採 択	意見書送付が妥当	地方自治法第99条の措置

(大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(大城邦彦) 陳情第28号～第30号について、一括して報告いたします。

12月19日午前10時から審査し、結果をお手元に配布しております。

陳情第28号 若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情、陳情第29号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情及び陳情第30号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情は、質疑・討論はなく、全会一致をもって採択すべきものと決定し、関係機関へ要請するため地方自治法第99条の規定により意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(大城佐一) 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第28号 若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第28号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第28号 若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情について採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって陳情第28号は、採択することに決定しました。

陳情第29号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情を議題とします。

これから陳情第29号の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第29号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第29号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情について採決します。
本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって陳情第29号は、採択することに決定しました。

陳情第30号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情を議題とします。

これから陳情第30号の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第30号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第30号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情について採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって陳情第30号は、採択することに決定しました。

◎意見案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(大城佐一) 日程第10 意見案第6号 沖縄県において災害対応の遅れが再び生じることがないように、迅速かつ適切な対策を講じることを強く求める意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。2番 宮城良治議員。

(2番 宮城良治議員 登壇)

- 2番(宮城良治) 意見案第6号 沖縄県において災害対応の遅れが再び生じることがないように、迅速かつ適切な対策を講じることを強く求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年12月20日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

提出者 大宜味村議会議員 宮城良治 大山美佐子 大城邦彦 宮城 貢 宮城美和子 前田 孝
新崎悟一

賛成者 大宜味村議会議員 平良嗣男

提案理由 令和6年11月8日から10日の北部豪雨災害により、大宜味村は浄水場の浸水や断水、家屋や道路の被害など、生活基盤と地域産業に甚大な影響を受けた。本村は迅速に災害対策を講じたものの、沖縄県による災害救助法適用の判断が遅れたことで、被災者支援や復旧作業に遅延が生じ、住民や自治

体に多大な負担を強いる結果となった。このような遅れを再び生じさせないためには、県の初動対応や連携体制の見直し、マニュアルの改善、財政支援の強化が急務である。適切かつ迅速な災害対応体制を構築するため、本意見書を提出する。

沖縄県において災害対応の遅れが再び生じることがないように、迅速かつ適切な対策を講じることを強く求める意見書

令和6年11月8日から10日にかけて発生した北部豪雨災害により、大宜味村は甚大な被害を受けました。浄水場の浸水により長期間の断水が発生したほか、家屋および車両の浸水、土砂崩れによる村管理道路の崩壊、農作物や養鶏場への被害など、生活基盤と地域産業全体に深刻な影響を及ぼした。

本村では、災害発生直後の11月9日に災害対策本部を立ち上げ、迅速に被害状況の把握と応急対応に努めた。しかしながら、沖縄県による災害救助法適用の判断が遅れたことにより、被災者救済や復旧作業が遅延し、住民生活と自治体の対応能力に多大な負担を強いる結果となった。

災害救助法の適用は、被災者支援と復旧支援を迅速かつ的確に行うための重要な措置であり、適用の迅速化は県の重大な責務である。本災害における対応の遅れを重く受け止め、再発防止をはかるため、以下の改善を求める。

記

1、災害発生時における県の初動対応を抜本的に見直し、被害情報の迅速な収集および災害救助法適用の迅速な判断を可能とする体制を整備すること。

2、被災自治体が速やかに支援を受けられるよう、県と市町村との情報共有および連携体制を強化すること。

3、北部豪雨災害を教訓とし、県の災害対応マニュアルを見直し、実効性のある運用方法を明確化すること。

4、被災自治体が負担する財政的コストを軽減するため、県として十分な補助制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、沖縄県知事、沖縄県議会議長

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって意見案第6号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第6号 沖縄県において災害対応の遅れが再び生じることがないように、迅速かつ適切な対策を講じることを強く求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって意見案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 日程第11 意見案第7号 若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。4番 大山美佐子議員。

(4番 大山美佐子議員 登壇)

○ 4番(大山美佐子) 意見案第7号 若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年12月20日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

提出者 大宜味村議会議員 大山美佐子 宮城 貢 宮城良治 大城邦彦 宮城美和子 前田 孝
新崎悟一 吉浜 覚

賛成者 大宜味村議会議員 平良嗣男

提案理由 本案に関する陳情を総務常任委員会にて審査を行い、本会議において「採択」となったことにより、地方自治法第99条の規定に基づき意見書の提出を行う。

若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める意見書

我が国は高齢化率が高く、高齢者の世帯の48.4%が年金だけで生活しており、更に年金だけでは生活できず、生活保護世帯の55.7%が高齢者世帯であり、老後の生活が大きな社会問題となっています。さらに将来年金がもらえるかという不安もあり、若い人を中心に国民年金掛金を納付できない人が51.3%にも上り年金制度が危機にあると指摘されています。

「消費税の導入は社会保障の充実」と謳いながら、公的年金制度は年々削減されてきており、2013年から11年間で7.3%も削減され、物価や賃金の変動率により、そのうえ年金を低く抑える「マクロ経済スライド制」が導入され、年金削減は一層強まっており、政府の2024年度財政検証では、今後経済成長率が0%であれば30年後には基礎年金が30%近く減額されるという試算も出ています。

こうした年金制度を抜本的に改善するために、いま「最低保障年金制度」の確立が喫緊の課題であると考えます。「最低保障年金制度」は、全額国庫負担ですべての国民に最低年金を保障し、国民年金や厚生年金受給者はそれに上乗せするというものです。これにより、無年金者や男女の年金格差も一定に解消することが出来ます。

「最低保障年金制度」はいま世界の流れとなっており、名称に違いはありますが、無拠出、全額国庫

負担の基準でみると、オーストラリア、デンマーク、フランス、ロシア、スペイン、スウェーデンなどで実施されています。さらに、国連の社会規約委員会は、2001年に日本政府に対して最低保障年金制度の導入の勧告をしましたが、日本政府は財源を理由に拒否しました。これに対して同委員会は「財源問題は実施しない理由にはならない」と批判し、さらに2013年に再度導入の勧告をしていますが、日本政府は頑なにこれを拒否しています。

「最低保障年金制度」の財源確保は、国庫負担と厚生年金の保険料の事業者負担分を充て、不足分は、現在の大企業優遇、高額所得者優遇の税制を「応能負担の原則」へ転換するとともに、大企業の膨大な内部留保の流用による正規労働者の雇用増大と賃上げなどによる所得再配分機能の強化により可能であると考えます。

以上の趣旨を踏まえ、下記事項について早急に実現されるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

【要望事項】

- 1、若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を早急に実現すること。
- 2、年金を毎年引き下げる「マクロ経済スライド」を直ちに廃止すること。
- 3、年金の支給開始年齢の引き下げ、年金保険料の納付義務延長など更なる年金改悪を止めること。

2024年12月20日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、内閣総理大臣、厚生労働大臣

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。
休憩します。

（午前10時38分）

-
- 議長（大城佐一） 再開します。

（午前10時39分）

-
- 議長（大城佐一） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって意見案第7号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第7号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第7号 若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって意見案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 日程第12 意見案第8号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

○ 6番(前田 孝) 意見案第8号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書
上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年12月20日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

提出者 大宜味村議会議員 前田 孝 宮城 貢 宮城良治 大城邦彦 大山美佐子 宮城美和子
新崎悟一 吉浜 覚

賛成者 大宜味村議会議員 平良嗣男

提案理由 本案に関する陳情を総務常任委員会にて審査を行い、本会議において「採択」となったことにより、地方自治法第99条の規定に基づき意見書の提出を行うものであります。

なお、本意見案第8号は全員発議となっております。

それでは意見案を朗読いたします。

物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書

我が国は高齢化率が高く、高齢者の世帯の48.4%が年金だけで生活しており、更に年金だけでは生活できず、生活保護世帯の55.7%が高齢者世帯であり、老後の生活が大きな社会問題となっています。老齢基礎年金だけで生活している高齢者は、納付期間25年以上でも月平均5.2万円です。

さらに将来年金がもらえるかという不安もあり、若い人を中心に国民年金掛金を納付できない人が51.3%にも上る実態です。

これに追い打ちをかけているのが、相次ぐ年金削減と異常な物価高騰です。2024年度の公的年金の改定は6月支給分から2.7%の増額になりましたが、前年の物価変動率が3.2%増のため、実質的には0.5%の減額となりました。

昨今の物価高騰は円安や原油価格の高騰が相俟って更に増加する傾向にあり、民間シンクタンクの報告でも、2024年度の家計負担は2023年度に比べて10.6万円も増加すると指摘しています。「食事を日に2回に減らしている」「野菜が高くて買えず、安い缶詰ですましている」「病院にも行けない」「クーラーはあるが使えない」など高齢者の悲痛な声が寄せられています。

今年度の公的年金2.7%アップでは異常な物価上昇には追い付かず、このまま年金削減が続くならば、高齢者の生活は益々悪化する一方です。そのことによって高齢者の生活保護世帯への移行が増え、地方

自治体の財政も圧迫されていきます。国民の年金不安をなくし、少しでも老後の安心をつくるために、また地方自治体の財政健全化のために、地域の消費拡大のためにも、早急に物価上昇に見合う公的年金の改訂が求められます。

以上の趣旨を踏まえ、下記事項について早急に実現されるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

【要望事項】

若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、物価の上昇に見合う公的年金の支給額の増額の改善をおこなうこと。

2024年12月20日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、内閣総理大臣、厚生労働大臣となっております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、提案説明を終わります。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって意見案第8号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第8号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第8号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって意見案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第13 意見案第9号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 意見案第9号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める

意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年12月20日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

提出者 大宜味村議会議員 吉浜 寛 宮城 貢 宮城良治 大城邦彦 大山美佐子 宮城美和子
前田 孝 新崎悟一

賛成者 大宜味村議会議員 平良嗣男

提案理由 本案に関する陳情を総務常任委員会にて審査を行い、本会議において「採択」となったことにより、地方自治法第99条の規定に基づき意見書の提出を行う。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書

70歳以上の高齢者の半数は、加齢性難聴と推定されています。難聴になると家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、人との会話や人と会う機会が減ってしまう機会が少なくありません。加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難とするなど生活の質を落とす大きな原因になり、最近では認知症やうつ病になる傾向が強いと専門家も指摘しています。こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器です。日本の難聴者率は、欧米諸国と大差ないといわれていますが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて極めて低く、補聴器の普及は諸外国と比べても進んでいるとは言えません。

日本補聴器工業会が行ったジャパントラック2022調査報告では、難聴の人の補聴器所有率は日本で15.2%、デンマーク55%、イギリス53%、フランス46%、ドイツ41%などと比較して日本が極端に低い補聴器所有率となっています。

この背景には、日本では補聴器の価格が片耳当たり概ね20万～50万円と高額で、保険適用がないため全額自己負担となっていることにもあります。身体障害者であるとされる高度・重度難聴者の場合は、補装具費支給制度により負担が軽減され、中等度以下の場合は購入後に医療費控除が受けられます。しかし、その対象者は僅かで、該当しない約9割の人は自費で購入しています。特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。欧米ではすでに確立している補聴器購入に対する公的補助制度が、日本では整備されていません。

先の通常国会では「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が全会一致で成立しました。認知症の人が個性や尊厳を保障されて、希望をもって暮らせる社会づくりへの重要な一歩です。岸田首相は「高齢者やご家族の皆様にとって切実な課題である認知症への対応については、政府を挙げて、そして国を挙げて、先送りせず、挑戦していくべき重要な課題」（2023年6月21日の記者会見）と述べています。

以上の趣旨をご理解いただき、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

1、加齢による難聴者の補聴器購入に対する国の補助制度を創設すること。

2024年12月20日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、内閣総理大臣、厚生労働大臣

以上です。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって意見案第9号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第9号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第9号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって意見案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎委員会閉会中の継続審査について(沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書)

○ 議長(大城佐一) 日程第14 委員会閉会中の継続審査について(沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書)を議題とします。

総務常任委員会において審査中の事件につき、委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。本件は、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

よって本件は、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。

大議第144号

令和6年12月20日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

大宜味村総務常任委員会
委員長 大城 邦彦

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 事件

意見案第3号 沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書

2 理由

本事件については令和6年9月第6回定例会にて本委員会に付託されて継続審査となっているが、今会期中の委員会審査において、意見書案の内容について引き続き調査が必要なため継続審査と決定した。

以上

◎委員会閉会中の継続審査について（沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書）

○ 議長（大城佐一） 日程第15 委員会閉会中の継続審査について（沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書）を議題とします。

総務常任委員会において審査中の事件につき、委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。本件は、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

よって本件は、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。

大議 第145号

令和6年12月20日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

大宜味村総務常任委員会
委員長 大城 邦彦

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 事件

意見案第4号 沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書

2 理由

本事件については令和6年9月第6回定例会にて本委員会に付託されて継続審査となっているが、今会期中の委員会審査において、意見書案の内容について引き続き調査が必要なため継続審査と決定した。

以上

○ 議長（大城佐一） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（大城佐一） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第8回大宜味村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前10時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

議会副議長

署名議員

署名議員